②

0000849000

0000849-000

３０２．３８－Ｔａ１３ウ

戦時下のソ聯

橘一郎・著

北方文化出版社

昭和１７

AAB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

302.38
TA13

戰時下のソ聯

附ソ聯重要人物誌

一郎著

北方文化出版社

302.38
TA 13

戦時下の ソ联

附 ソ联重要人物誌

橘一郎 著

北方文化出版社発行

992
250

序說

一九四一年六月二十二日、この日ソ聯の深酷な苦悶が始つた。獨ソ不可侵條約によつて一見相親しく結ばれた兩國關係は忽ち百八十度に逆轉し、獨ソの死鬪はここに展開され、これまで樞軸國と民主國の激鬪を外に歐洲のキヤスティングボートを握つて得意の絶頂にあつたソ聯は一瞬にしてその死活を問はれ、革命以來最大の危機に臨み、獨軍戰車の轟音にソ聯の國土は慄き、硝煙にソ聯の空は蔽つた。

其後戰局の推移は既に世の周知する所であるが、ソ聯は獨軍の壓倒的な大攻勢に對してたぢたぢと引き下つたとはいへ豫想外の强靱な抵抗力を示し得た。アメリカの一評論家は一九四一年度の最大の出來事の一つとして赤軍の反擊の成功を擧げてゐる。

しかしながら大局から見て戰鬪がソ聯に有利でないことは明白なる事實である。彼等が唯一の賴みとした冬將軍も既に立ち去つた。昨冬に於ける赤軍の大反攻こそ戰局を挽回し得る絶好のチヤンスであつたのだが、ソ聯の冬季反攻は自ら宣傳する程顯著なる奏功を示さなかつた。

戰時下のソ聯 目次

序説……一
第一章　ソ聯の軍備……一
第一節　獨ソ戰と赤軍の現狀……一
一、獨ソ戰の展望……三
二、獨ソ兩軍の戰果と現有兵力……三
三、ソ聯赤色空軍の現狀……一二
四、ソ聯赤色海軍の現狀……一五
五、ソ聯極東赤軍の現狀……二五
第二節　赤軍の沿革……三五
一、赤軍發展の過程……四二

既に厥露の天地に夏は訪れ雪解の泥濘も乾き東部戰線の天候は良好化した。俄然七月一日獨軍の對ソ總進擊が開始され、今や獨軍は破竹の勢を以て赤軍を撃破しつつある。冬季休戰中更に充實蓄積せる獨軍の實力には眞に刮目して見るべきものがある。

ソ聯は再び重大なる危機に直面するに至り、ソ聯の惱みは愈々深いものがある、果してソ聯はこのまま脆くも土俵を押し切られるであらうか？　獨ソ戰の歸趨こそ今次世界大戰の天王山といふべきであり、世界各國の齊しく關心を集中する所以である。

この際苦悶するソ聯の相貌、擧國戰時體制の狀況に就て展望することは今次世界戰爭を理解する爲の最重要事の一つである。言ふまでもなく尨大なるソ聯の社會各般に亘つて詳細に記述することはこの小冊子を以て到底なし得ないことは明かではあるが、以下軍事、外交、財政經濟、社會等の各般に就て戰時下ソ聯の特異なる現象に就て記することにする。

昭和十七年七月上旬

橋一郎

二、五年計畫と赤軍……四四
三、赤軍裝備の改良……四八
四、獨ソ戰前の兵力……五〇
五、最近の軍制改革……五三
六、赤色海軍の擴充……六二
七、ソ聯の民間航空及オソアヴイアヒム、航空化學隊……六六
八、赤軍に對する黨の教育……七一
九、軍事豫算……七七
第三節　赤軍戰時重要事項誌……八〇
第二章　獨ソ戰以來のソ聯外交……九七
一、概　說……九九
二、獨ソ兩國の宣戰布告……一〇二

三、英米との接近……一〇四
四、歐洲各國との關係……一一六
五、西亞諸國との關係……一二八
六、對支關係……一三六
七、對日關係……一三八
第三章　ソ聯の戰時財政經濟……一四五
第一節　財　政……一四五
一、概　說……一四五
二、一九四一年度國家豫算……一四九
三、ソ聯の公債政策……一五五
四、戰時稅の施行……一六二
第二節　經　濟……一七三

一、ソ聯經濟の國防的性格……一七三
二、獨ソ戰とソ聯經濟……一八六
三、ソ聯の主要産業の現狀……一九四
四、ソ聯經濟の戰時措置……二〇五
第四章　ソ聯の戰時社會蒐報……二一五
一、食糧難に惱むソ聯民衆……二一七
二、銃後に活躍するソ聯婦人……二二五
三、銃後の防空義務教育……二二九
四、全國民に强制軍事教育……二三一
五、ソ聯の國民防諜……二三三
六、異民族の反ソ運動彈壓……二三六
七、モスクワの治安維持……二三七

八、避難民の處置……二三九
九、ソ聯の人的資源の狀況……二四〇
十、一九四一年度のスターリン賞……二四七
十一、ソ聯國民の教育程度……二五五
附　ソ聯重要人物誌……二六三

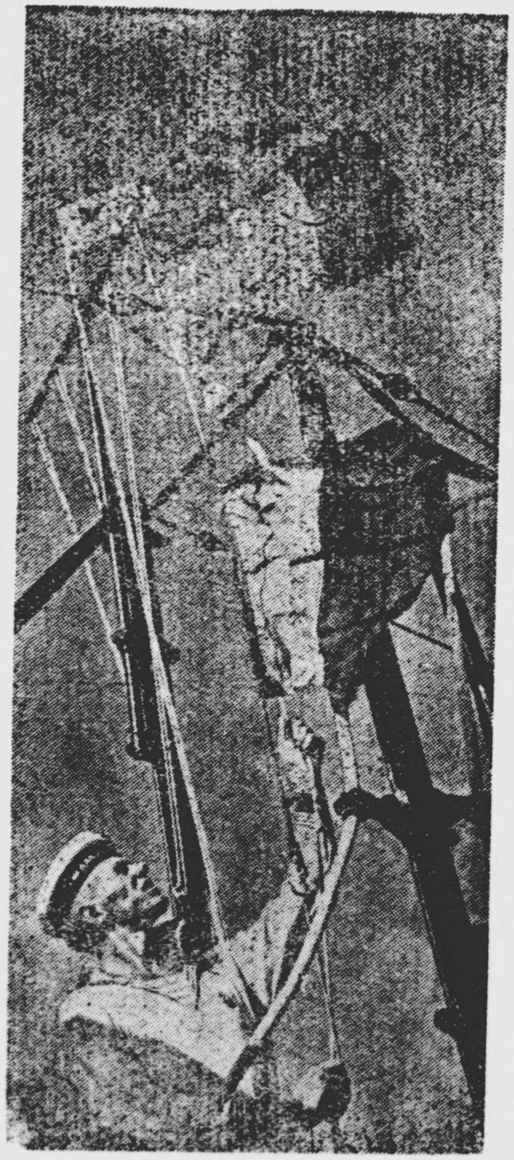

赤色海兵

第一章　ソ聯の軍備

第一節　獨ソ戰と赤軍の現狀

一、獨ソ戰の展望

虚を衝かれた赤軍

一九四一年六月二十二日、早曉のラジオによつて布告されたヒツトラー獨總統のソ聯撃滅の宣戰は事の意外さに全世界を驚惑せしめた。前日まで全く戰爭の圈外に在つて國力擴充に專念し、獨逸戰爭から漁夫の利を得るに汲々としてゐたソ聯が、最大の恐怖の的であつた獨逸と正に前代未聞の死闘の中に投げこまれたのだ。

かくて北はレニングラードより南は黒海に至る蜿蜒二千五百粁の全戰線に亙つて世界の二大陸軍國がその近代裝備を誇る機械化部隊の一切を動員して史上未曾有の凄壯な闘爭を展開することとなつた。三百ケ師に餘る精鋭獨逸軍は、革命後二十四年間鍛へ上げて來た近代的大軍隊であるソ聯赤軍を到る處で撃破し、レニングラードより黒海に至るソ聯の西部國境から全面的に進出した。

ドイツの投じたこの一石は忽ち全世界に波及した。それまでドイツ軍の英本土上陸を恐れて戰戰々々としてゐた英國のチヤーチル首相は文字通り欣喜雀躍し、この日の午後ラジオ放送で「我々はソ聯及ソ聯國民に對して我々が與へ得る如何なる援助をも與へんとするものである」と確言した。翌二十三日ウエルズ米國務次官は記者團との會見に於て、米國としては第一の仇敵はヒツトラーであり、ヒツトラーに反抗するものは米國の安全に貢獻するものだとの見解を發表して婉曲にソ聯支持の態度を表明した。

更に同日ルーマニヤがドイツを支持して對ソ斷交を宣言しベツサラヴイヤ及びブコヴイナの失地回復を要求して起ち上つた。二十五日にはフインランドがカレリヤ地峽の失地回復を叫んでソ外國境へ進軍を開始した。三十日にはフランスが義勇兵を對ソ戰線へ送ることを決定した。この間イタリーがドイツ側に起つて參戰したことは勿論である。わが日本は平和政策を堅持して嚴正中立の立場に立つことを宣言した。かくて第二次世界戰爭は劃期的變貌を遂げ、全世界の視目はドーヴア海峽を離れて獨ソ國境に注がれるに至つた。

ヒツトラー總統の「わが鬪爭」中に展開されたプログラムが見事達成され得るか、或はスターリン線の堅固を誇る赤軍の反撃が効を奏するか、世界戰爭の全戰局に決定的影響を與へる事件が玆に開始されたのだ。

當初、虚をつかれた赤軍はたぢ〳〵となつて亂れ辛くも立直るまでの第一期（註）の緒戰において相當の打撃を蒙り舊國境線へ全面的後退を余儀なくされた。戰爭開始後十一日目の七月三日にスターリンが放送した「ソ聯國民に對する布告」の中にもこの事は承認されてゐる。即ち「二十二日ドイツに依つてわが祖國に對し開始された軍事的攻撃は目下引續き行はれてゐる。獨軍は進撃を續け、新部隊を攻撃に參加せしめてゐる。ヒツトラーの軍隊はリトワニヤを占領し、ラトヴイヤの大半、白ロシヤの西部、ウクライナの一部分等の占領に成功した。又獨空軍は爆撃機の作戰範圍を擴大し、ムルマンスク、オルシヤ、モギレフ、スモレンスク、キエフ、オデツサ、セバストポール等を爆撃してゐる。光輝ある赤軍が若干のわが都市及び地方をどうして獨軍に引渡すことになつたか？　之は獨ソ戰が獨軍にとつて有利な狀態、赤軍にとつて不利な狀況の下に開始されたためである。事實獨軍は戰時下にあるため充分動員されて居り、ソ聯に對しドイツが投げかけ獨ソ國境に集結した大軍團は完全な準備を整へて行動開始の命令を待つてゐたのであつた。

之に反して赤軍は現在尙兵力を動員して前線へ送らねばならぬ狀態なのである。」

それ故赤軍がその虚をつかれてから立直りまでの間に於けるドイツ軍の進擊は疾風枯葉を捲くの慨を以て進み、二十五日には早くも舊國境を突破してミンスク地區に達した。この間の一日の平均進擊速度は百粁餘といふ速さであつた。ソ聯の國境守備がいかに脆弱なものであつたかを示すと同時に、ドイツが斯くも急激に侵入して來るとは考へてゐなかつた證據である。

ドイツの進擊路はフインランドから黑海へ至る二千五百粁の內三つの戰區を重點に開かれた。

第一の戰區線は北氷洋からフインランド灣に至る約千粁の北部戰線であり、第二はメーメルからルーマニヤ國境に至る約千粁の中部戰線である。第三の南部戰線はカルパチヤからドナウ河口に至る約五百粁の戰線で直接ウクライナ地方に接近してゐる。

最初ドイツの戰爭遂行主要目標が對英長期戰に備へるためにウクライナの小麥とコーカサスの油田の獲得であるといはれたので、主作戰は第三の南部戰線に集中されるものと見られたが、一般の豫想を裏切つて戰爭第一期に於ては中部戰線即ちミンスク、スモレンスク、モスクワの線に集中攻擊が續行された。

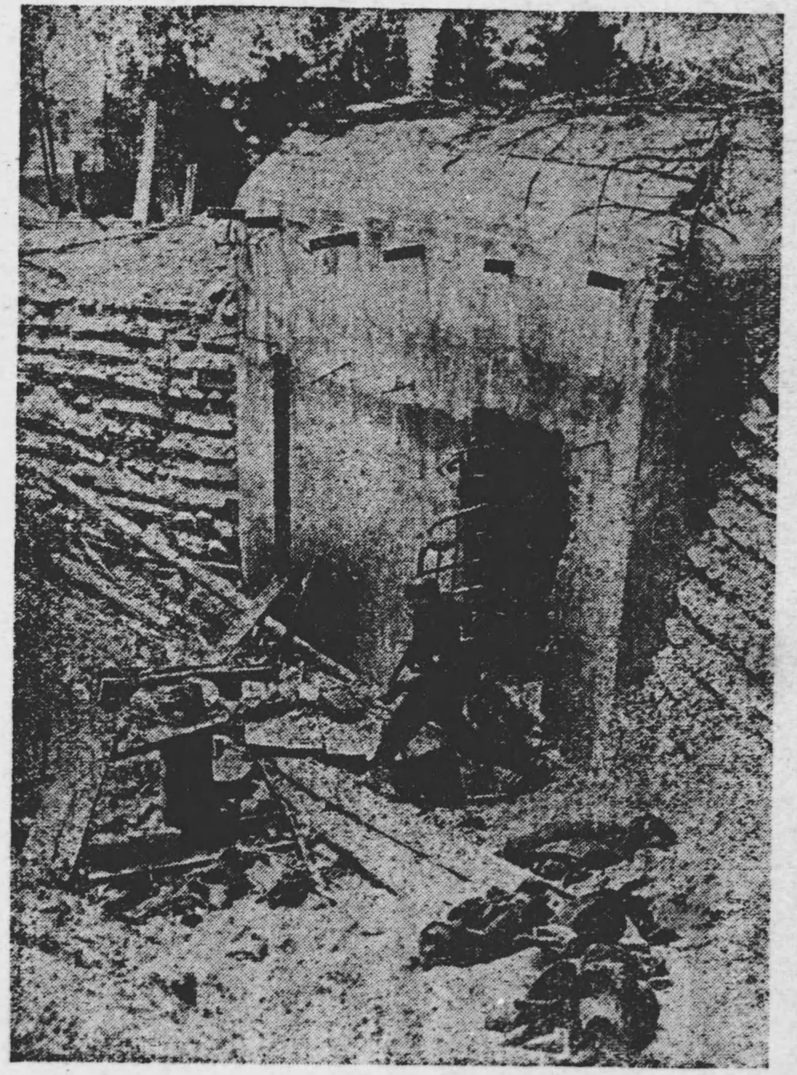

空襲に慘たるスターリン線の地下要塞

之に對し赤軍は漸く立直りの體勢に戻り、スターリン線の死守に奮闘した。戰闘は益々悽愴激烈を極め「齒の先まで鐵の裝甲」をもつ獨軍と「勇猛なる肉彈戰士」たる赤軍の格闘がつゞいた。ミンスク地區に於てはミンスク死守の赤軍を包圍しつゝ同市北方ヴイルノ方面から迂回して獨軍はスモレンスク目指して猛進を始めた。包圍されたミンスクは三十日遂に陷落した。

この頃より獨軍の進擊速度は漸次にぶり始めブレストリトウスクからミンスクの間の三百粁餘を七日で突破したのが、ミンスク、スモレンスク間は同じ三百粁を倍の十四日間要してゐる。

この頃北部戰線には本質的變化なく、南部戰線のルーマニヤ、ベツサラビヤもプルート河の線に膠着して進まなかつた。たゞ中部戰線のみが活潑で、ピアストリック東方地方では赤軍五十萬が包圍殲滅され、沿バルト地方、レンベルグ、ルック附近では數千臺の戰車を擁する獨ソ兩軍が入り亂れて戰ひ、結局赤軍は敗れ去つた。

戰爭開始よりスモレンスク陷落までを戰爭の第一期とするなら、この期間はモスクワ街道を猛進するフオン・ボツク元帥麾下の獨軍精銳がドイツの電擊的機動力の素晴らしさを遺憾なく發揮した時期であるといへよう。

（註）最近迄の獨ソ戰況を本書では便宜上四期に分けることにした。即ち、

第一期——開戰よりスモレンスク陷落まで（虚をつかれた赤軍）

第二期——戰線の膠着化から總攻擊開始まで（本格的抗戰に入つた赤軍）

第三期——總攻擊開始からモスクワ攻防戰まで（モスクワ攻防戰）

第四期——多期作戰休止より春季攻勢まで（多期作戰休止より春季攻勢へ）

赤軍本格的抗戰に入る

開戰以來第三週目に入るやソ聯の戰時體制もやうやく整備し、動員の完了と相俟つて本格的な抗戰期に入るに至つた。

全宣傳機關の整備、時間外勞働義務の決定、全歐露の戰時戒嚴令の施行と續々戰時體制が確立せられて行つた。更に六月三十日「國家防衛委員會」が創設せられ、スターリンを委員會議長にモロトフ外相、ウオロシーロフ國防相、マーレンコフ黨中央委員會書記及びベリヤ內相を委員に任命し、この五巨頭によつてソ聯の全權力を集中的に支配することとなつた。

七月十一日には三方面軍司令官の任命が發表された。

ウオロシーロフ　チモシエンコ　ブヂョンヌイ

（一）西北軍總司令官　ウオロシーロフ
（二）中部軍總司令官　チモシエンコ
（三）西南部軍總司令官　ブヂョンヌイ

七月十七日には赤軍政治部が復活し、コミツサールが再び部隊に配置されることになつた。

斯様にしてソ聯の應戰體制は着々整備され、赤軍は緒戰の敗北を取戻すべく、ウオロシーロフ、チモシエンコ、ブヂョンヌイの三元帥指揮の下に積極的防衞を企圖した。特にチモシエンコの中部軍に續々精銳を繰り入れてスモレンスクの奪還を圖り、一部ゴメル方面に於ては反擊にまで移り、レニングラード、キエフ、オデツサの死守に努めた。

この時期に於て丁度獨軍は兵站線の整理、攻擊力の再組織に重點を置いてゐたので、全體として獨ソ戰線は大いな

る移動を示さなかつた。それ故獨ソ戰が短期に決定せられると見てゐた一部世人の觀測は見事に裏切られ、戰爭長期化の相貌が濃厚に現はれて來たのである。

斯くて抗戰する赤軍將兵の精神力、ソ聯の人的、物的資源の動員力の大いさが世界を瞠目させ、ドイツ側でも「赤軍が隨處に包圍殲滅され乍らも、猶續々と豫備軍を繰出して戰を挑み、全面的崩壞をしないこと、その士氣の優秀性、及び戰車、飛行機が開戰前ドイツが見積つてゐたより遙かに多いことは獨軍當局の稍〻豫想外のことであつた」と發表した程であつた。

一方國際政治面に於てもソ聯は英國と共同してイランに强壓を加へ、之を無理矢理に自己の陣營に引入れることに成功した。イランを對獨包圍陣に引入れることによつて、英米の援ソ物資の輸送路は見出だされ且つ近東の石油資源をドイツの先手を打つて確保することが出來た。

またモスクワの英米ソ三國會談、米の對獨戰氣運の濃化などが、獨ソ戰線に於ける冬期到來の切迫と相俟つて、情勢はソ聯に有利、ドイツに不利の印象を與ふるやうになつて來たのである。

斯様な情勢の內に徒に推移しては遠征中の獨軍は著しい損害を蒙らなければならない。そこでヒツトラー總統は遂に十月二日對ソ大攻擊の宣言を布告した。この日を轉機に獨ソ戰線は再び活

況を呈して來た。玆に戰爭の第三期が始まつたのである。

モスクワ攻防戰

十月二日に開始された獨軍の總攻撃は兵力三百萬、戰車、飛行機各々約一萬を動員して行はれた。赤軍中の最精鋭たるチモシエンコ軍も散々に打ち破られ、ヴイヤジマ、ブリヤンスクの防衛陣地を拋棄し、ヴオロコラムスク、モジヤイスク、ツーラの線にまで後退せざるを得なかつた。獨軍スポークスマンの聲明に依ると此の間赤軍野戰主力は既に撃滅されたとある。

そのため中部戰線の司令官であつたチモシエンコ元帥は南部方面司令官に轉じ、參謀次長ジューコフ大將が代つてモスクワ正面の防衛に當ることとなつた。モスクワ市には防衛司令部が設置され、スターリンもモスクワに在つて陣頭指揮をなすこととなつた。

モスクワ攻略の獨軍は西北方ではカリーニン、クリン、モスクワ、西方ではルジエフ、ヴオロコラムスク、モスクワ、西南方ではヴイヤジマ、ボロヂノ、モヂヤイスク、モスクワ、南方はオリヨール、ツーラ、セルプホフ、モスクワの四幹線道路に沿ひフオン・ボツク將軍指揮の下に猛進した。

之を迎へて赤軍は後方の豫備軍ばかりか住民編成の國民軍をも第一線へ繰出してここをせんと必死の防戰に努めた。

斯樣な形勢で各所に激戰が展開されてゐる内に十月末から戰線には吹雪が訪れ始めた。氷結前の道路は泥濘狀態となり獨軍の進撃を阻み始めた。十一月になると零下十五度或は二十度に下る事も珍らしくなくなり、寒氣酷烈な凍結した廣野を獨軍は遮二無二突き進んだ。特に南方ツーラ、西北方カリーニン方面の戰鬪は物凄く、十一月上旬には獨先鋒部隊はツーラを突破してセルプホフ附近に近づき、カリーニンを拔いてクリン近郊に達し、又ヴイヤジマ正面では古戰場ボロヂノを攻略してモジヤイスクに迫つた。モスクワの外廓線にとりついた獨軍は十一月下旬にはモスクワを去る三十粁の地點まで達し、十二月上旬には望遠鏡で赤都を望み得る地點まで進出し、文字通りモスクワは指呼の中に入つて來たのである。

南部戰線に於てはオデッサを陷れ、ニコラエフ、マリウポリ、タガンログ等の黒海の要衝を次々に攻略して、南部の最大要地ロストフを十一月中旬に占領した。

最初一ケ月間の戰局の動きは獨ソ戰第一期の形相に似て獨軍得意の電撃戰略が着々成功し赤軍

市ワクスモたゞより宮リンムレク

大兵力の包圍殲滅戰が各地に於て展開された。たゞ第三期は第一期と異り、ソ聯も充分に立ち直つて應戰體制にあり、一千萬を越ゆる豐富な兵員と充分の軍需資材を動員してゐたにも拘らず、完全に敗戰するに至つたといふ處に重要な相違を認めねばなるまい。

獨軍の急進擊は更に破竹の勢で進められ、北方ではレニングラード包圍鐵環は刻々壓縮され、三百萬の市民と五十萬の赤軍を完全に袋の鼠と化した。ただ南方ではアゾフ海岸の要衝ロストフを占領した獨軍がコーカサスをうかがはんとしたが、チモシエンコ元帥の作戰が此處では功を奏し、十一月末赤軍はロストフ奪還に成功し、更に少しく西進するに至つた。この時スターリン首相は南部方面軍司令官チモシエンコ元帥に戰勝の祝電を發してゐる。だがクリミヤ半島の戰況は依然獨軍に有利で、十一月二日半島の首都シンフエロポリは獨軍の手に歸した。

併し乍らこの時期間に於ける最大の事件はモスクワ攻防戰であつて、獨軍の第一の目標はモスクワ攻略にあつたのである。獨逸軍のモスクワ總攻擊は十月十六日から十二月七日迄つゞき、實に今一息といふばかりになつてゐた。

兵力の大損失の上にウクライナの殆んど全部と沿バルト三國、並びに西部國境よりモスクワ外郭線に至る迄の領土の喪失を蒙り、加ふるにモスクワ、レニングラードは獨軍の總攻擊下にある。ソ聯は正に滿身創痍の態であつた。

斯樣な狀況の下でただ心賴みとするのは冬の到來であつた。刻々と狹まるモスクワ包圍鐵環をスターリン自ら陣頭に立つて支へ、全住民を婦人まで動員して首都の防衞に狂奔した。それにも拘らずモスクワの危機は刻々と迫り、世人はたゞそれが短時日の內に陷落すると豫想してゐたの

であつた。

斯かる狀態の中にソ聯の救世主「冬」が到來した。冬將軍はモスクワの命脈を救ひ、獨軍をしてモスクワ攻略戰を放棄せしめるに至つた。十二月七日獨軍司令部は「冬期到來し、平均零下二十五度の嚴寒は機械化部隊の大規模な作戰を阻むため作戰を休止して四十粁乃至六十粁後退し、戰線を整理し、守勢の內に春の雪融けを待つ」旨聲明した。

斯くして獨ソ戰は再び新たなる段階に入るに至つたのである。

冬季作戰休止から春季攻勢へ

開戰以來壓倒的に優勢な獨逸軍のために散々に擊ち破られ首都モスクワの近傍三十粁まで追詰められた赤軍は絶えずイニシアチーブを獨軍にとられ、反攻に成功する餘裕がなかつた。然るに例年より早く到來したロシヤの冬將軍は流石に鐵の獨軍をして大作戰休止の聲明を出さしめるに至つた。

冬季作戰休止の聲明が行はれてから六日後の十二月十三日には獨軍司令部は次の如き發表をしてゐる。

「獨軍は十二月七日東部作戰の一時停止を發表して以來、豫定の線まで着々後退してゐる。しかし之は獨軍の退却ではなく、冬營に便利な地點を確保するために行はれたものである。從つて春になれば再び活潑な活動を行ふであらう。」

一方赤軍は今か今かと冬の到來を待ち構へてゐた處なので、冬の近づくにつれていよ〳〵活氣づき、獨軍を全ソ聯領土から驅逐する氣勢さへ匂はせ始めた。十二月十三日のプラウダ紙はモスクワ附近で赤軍は獨軍を擊破し追擊を續行中なる旨誇大に書き立てゝゐる。之に依ると赤軍はモスクワ戰線では八方面より反擊に出たとのことである。當時の赤軍のモスクワ戰線の陣容は次の通りである。

總司令官　大將、ジューコフ（ゲ、イ）

西北方面第一軍司令官　少將、レリュシエンコ（デ、デ）

同　第二軍司令官　中將、クズネツオフ（ヴエイ）

同　第三軍司令官　少將、ウラソフ（ア、ア）

西方面第一軍司令官　中將、ロコスソフスキー（ケ、ケ）
同　第二軍司令官　砲兵中將、ガヴアロフ（エル、ア）
南方面第一軍司令官　中將、ヴエヴオルヂイン（イ）
同　第二軍司令官　少將、ペロフ（ベ、ア）
同　第三軍司令官　中將、ゴリコフ（エフ、イ）

此の陣容で八方面から押し進められた赤軍の反撃は稍〻成功し一九四二年一月中旬頃には約百粁前進した。

ところが二月に入ると赤軍の反撃は頗る緩漫なものとなり、ソ聯の誇張された宣傳のやうに進捗しなかつた。

獨逸の各新聞は二月七日、冬季作戰休止以來二ケ月振りに對ソ戰の現作戰狀況を圖解した地圖を掲げ、獨軍冬營布陣の線を明にした。之によつてみると、獨軍の冬營陣は北部ではレニングラード及びシュリッセルブルグの包圍から始つて、イルメン湖の北方ヴアルダイ高地を經てルジエフに連り、中部戰線はヴイヤジマの東方地點からオリョール北方の丘を經て、更にクールスクの東方をドネツ河上流に達するほゞ一直線の戰線をなしてゐる。南部戰線はハリコフ東方から始つて同市東南ドネツ河に接し、タガンログ東北方を經てアゾフ海岸に終つて居り、全線約一千五百粁に及んでゐる。

之に對應するソ聯側の報道によれば赤軍はレニングラード方面に於てはモスクワ、レニングラード鐵道を開通せしめ、ノヴゴロド、ボロゴフの三方面より進出して、イルメン湖南方のスターラヤ・ルッサで獨軍部隊を包圍し、大激戰を展開してゐる。

又中部戰線では一部突出部隊がユフノフを奪回し、他の突出部隊はスモレンスクとヴイヤジマの中間地點で血河の激戰を展開し、南部ではタガンログを拔いたチモシエンコ麾下の赤軍はマリウポリとメリトポリの中間地點へ進出したと報じてゐる。クリミヤでもケルチ周邊に於て戰鬪が活潑化して來てゐる。

双方の報道を參照して見ると、ソ聯が最も反擊に成功したと稱する中部戰線ではモスクワを距る百五十粁のヴイヤジマの東方が獨軍の陣地となつて居り、其他の地區では獨軍は百粁乃至百二、三十粁後退した事が分る。而も寶庫ウクライナは依然ドネツ河左岸を獨軍が確保してゐる。以上

から推してソ聯の冬季反撃は百粁内外の前進であり、之とても獨軍の作戰的後退を考慮に入れ
ば力弱いものであつたと云ふことが出來る。

ソ聯の冬期反攻は何ら戰略的重要結果に到達することなく、兵力の損失を招いたのみに了つてしまつたやうである。かくて戰局のイニシアテイブは春の到來と共に獨軍側に移行してしまつた。獨軍の守勢をついに打破ることなく、冬將軍を送り出してしまつた。スターリン首相は彼の最後の切札を切つてしまつた。

ヒットラー獨總統は三月十五日（一九四二年）ベルリンの無名戰士記念祭で一九四二年の夏には赤軍を壞滅し去らんと演說してゐる。

「今や中東歐で百四十年來最も嚴しいといはれた冬が過ぎ去らうとしてゐる。獨軍並にその同盟軍の勇士は超人的努力に貫かれた鬪爭の結果この試煉に耐へたのである。來る數ヶ月はソ聯がこの鬪爭に於てかくも多數のロシヤ人の生命を犧牲にしたことが軍事的觀點から正當であつたか否かを明にするであらう。そして我々は次のことを確實に知つてゐる。

卽ち赤軍は一九四二年の夏の間に殲滅されるであらうといふことである。」

又ソ聯側でも機會あるごとに民衆に獨軍の力を輕視してはならぬと警告して居り、當時のイズベスチヤ紙の如きは「歐洲の全工場はいまや獨軍のために活動してゐる。獨軍は全力を擧げて東部戰線の勝利のために緊張してゐる。われ〳〵は敵の破壞された力が再び新しい攻擊のために組織されてゐるのを知らねばならぬ」と論じてゐる。

民衆に對する宣傳でもソ聯各紙は獨軍に對する民衆の敵愾心を掻き立てようと躍起になつて居り、ソ聯の民衆に對する獨軍の行動を殊更に慘虐なやうに吹張し、例へばソ聯人の死骸、燒死體などの生々しい寫眞を掲載し獨軍はこの樣にソ聯の兵士はもとより一般の民衆にまでひどいことをしてゐると書き立て、又一方ソ聯の各地方の愛國的奉仕運動の寫眞を掲げて各工場や農產場へ積極的に參加し援助するやうに强調し、日曜日の大衆勤勞奉仕や各職場に於ける二〇〇%遂行運動などを大々的に宣傳し國民の愛國心の高揚に努めてゐた。

斯くて冬將軍はソ聯の命を一時繋ぎ止めた。がその冬も既に過ぎ去り、春の到來と共に獨軍の對ソ大攻勢が再開せられた。獨軍の本年度對ソ攻勢の結果こそ正に今次世界戰爭の一大轉機を劃するものとならう。

二、獨ソ兩軍の戰果と現有兵力

開戰から獨軍の冬營に至るまでの期間に獨ソ兩軍の戰果に就てヒットラー總統は一九四一年十二月十一日國會演說の中で次の如く發表してゐる。

△赤軍の損害

捕虜	三百八十萬
戰車	二萬一千臺
飛行機	三萬二千臺

△獨軍の損害

戰死	十五萬
負傷	五十六萬
行方不明	三萬

之に對し同期間の獨ソ兩軍の損害はソ聯側の公式發表では次の通り稱してゐる。

△獨軍の損害

戰死者及捕虜	約六百萬
戰車	一萬五千臺
飛行機	一萬三千臺
大砲	一萬九千門

△赤軍の損害

戰死傷者	二百十二萬
戰車	七千九百臺
飛行機	六千四百臺
大砲	一萬二千九百門

斯樣に双方の綜合戰果の發表は非常な距りがあつて眞相をつきとめることは極めて難事であるが、赤軍の損害が莫大であることは勿論で、ソ聯が尨大な人的資源を誇るにせよ、赤軍が優秀兵員の補充難に陷つてゐるは當然のことである。

尙獨軍が守勢を持しつゝ推移した本年（一九四二年）初頭から三月末までの短期間に於ても赤軍の損害は獨軍側の發表では捕虜十萬四千、戰車二千百六十臺、砲二千五百門、飛行機二千七百機の多數に上つてゐることは注目に値する。

次に獨ソ戰線に動員された兵力について云へば開戰當時、獨軍は三百師團、赤軍二百師團を前線に集結してゐたが、五ケ月後の十一月には赤軍は絶えざる大動員の續行にも拘らず、六百萬の損失を喫して、百六十個師に兵力が低下したといはれる。

嚴寒のため戰鬪を休止した後も獨軍は對ソ大攻勢再開の用意に二——三百萬を增員したと推定されるが、赤軍もその後ほゞ同數の兵力を繰り出したものと思はれ、現在恐らく赤軍の東部戰線兵力は三百師團以上であらう。

作戰中の兵力の量を他から推知するのは無理な事で、各地からの情報も甚しくまち〳〵であるのを免れない。

參考までに中立國たる瑞西の軍事消息筋の觀測（註）を揭れば對ソ攻勢再開のために東部戰線に集結された兵力は獨軍二百八十個師五百五十萬、洪、羅聯合軍百萬であるに對し、赤軍は五百師團一千萬の兵力であると。

（註）瑞西紙ノイエ・チューリッヒヤー・ツアイツング紙の報道による

尙、最後に現在赤軍を指揮してゐる前線司令官の名を揭げれば次の通りである。

△カレリヤ戰線　メレッコフ大將
△レニングラード戰線　ホージン中將
△西部方面戰線　クローチキン中將
△カリーニン戰線　コネフ大將
△中部戰線　ジューコフ大將
△南部戰線　ブヂョンニ元帥
△クリミヤ・コーカサス戰線　ロズトフ中將

三、ソ聯赤色空軍の現狀

獨ソ相關と前はソ聯の空軍は世界一流の强力なものと謳められてゐたが、獨空軍の電擊のため

に開戰後、短期間にその主力を喪ひ、攻撃的空軍としての能力は發揮出來ず、現在バルト海、バレンツ海、黒海沿岸で若干の活躍が傳へられるほか地上部隊との協力作戰に追はれてゐる模樣で、開戰當時一萬臺といはれた赤軍空軍が劣弱な勢力のものとなつてしまつた。

ソ聯軍當局が近代戰に於ける飛行機の價値を重視し、空軍の整備擴充に狂奔して來たことは顯著な事實であつて、空軍兵員の質、機體の性能に於て何等列强に遜色なしと見られてゐたが、ひとたび開戰となるや精鋭なる獨空軍の爲に鐵鎚一擊に附せられてしまつた。

然し乍ら未だ東部戰線に於て獨空軍に完全には制空權を許して居らず、殘存航空工業を極度に運轉して飛行機生産に努め、且つ又米英より飛行機を讓りうけて赤色空軍の再建を計りつゝある。

殘存するソ聯航空工業の生産力が現在どれ程のものであるかは窺知し得ないが、開戰直前に於ける數字を參考にすれば次の如くである。

航空工場數七四　內譯　飛行機工場　二八
發動機工場　一四
附屬品工場　三二

その從業員數は二十二萬以上を算へてゐる。以上の內著名なものはオソアヴィアヒム第一、第二十二、第二十三、第三十工場、モトア第八十一工場、レニングラード海軍工場である。

又飛行機生產能力は從來年を逐つて加速度的增加を示してゐるのは明らかで、推定による概算は次の如くである。

一ケ年間航空機製作能力

一九二九年	五〇〇臺
一九三四年	三、一〇〇臺
一九三六年	八、〇〇〇臺
一九三九年	九、〇〇〇臺

一九四一年の獨ソ戰直前に於ては年產一萬臺以上とソ聯は誇稱してゐた。

次にソ聯軍の有する飛行機の種類についていへば、獨ソ戰に於ては今まで一般には知られてゐなかつたものが出現してゐる。

最新鋭の爆撃機は双發「エス・ペー8」、双發「ペー・イー2」双發「デー・ペー8」があり、戰闘

機には「イー・15改造三型」、「イー・16型ビス」「イー・17型」、「デー・イー型」複座式などがあり、ソ聯側の宣傳ではこれらの新鋭機は獨空軍の「ハインケルー一一三」、「メッサーシュミット」「ヤグアル」等と充分太刀打ち出來るものと稱してゐる。それらの性能は次のやうなものである。

（註＝ソ聯新鋭機の性能に關する以下の數字は雜誌「月刊ロシヤ」昭和十六年九月號掲載の澤宮治民「ソ聯の最新鋭軍用機」に據る。）

「エス・ペー3」

型　式……中翼双發單葉陸上機
構　造……金屬製（デュラルミン主體）
發動機……M・一〇〇型改造九〇〇馬力二基
全　幅……二〇・三〇〇米
全　長……一三・二〇〇米
翼面積……五八・〇〇〇平方米
全備重量……七、〇〇〇瓩
最大速度……四五〇粁（毎時）
巡航速度……三五〇粁（〃）
航續距離……一、八〇〇粁
上昇速度……五、〇〇〇米へ十二分
上昇限度……八、五〇〇米
機銃及砲搭載數……機銃三——四挺・砲一門
爆彈携行量……六〇〇瓩

「デー・ペー3」

型　式……低翼單葉陸上機
構　造……全金屬製
發動機……M87B型九五〇馬力二基
全　幅……二一・四〇〇米
全　長……一四・二二〇米

翼面積……六五・六〇〇米
全備重量……九、〇〇〇瓩
最大速度……四三七粁（毎時）
巡航速度……二八〇粁（〃）
航續距離……三、五〇〇粁
上昇速度……五〇〇〇米へ一六分
機銃及砲搭載數……機銃四挺砲一門
爆彈携行量……一、三〇〇瓩

「イー・15改造三型」

型式……複葉單座陸上機
構造……金屬性（コルテュガルミン）
發動機……M85型八五〇馬力一基（空冷）
全幅……一〇・二〇〇米

全長……六・九〇〇米
全高……二・七〇五米
翼面積……二二・〇〇〇平方米
全備重量……一、九〇〇瓩
最大速度……四六〇粁（毎時）
巡航速度……四二〇粁（〃）
航續距離……七五〇粁
上昇速度……五〇〇〇米へ五分六秒
上昇限度……一一、〇〇〇米
機銃裝備數……四挺（內二挺翼內）
爆彈携行量……一五〇瓩

「イー・16型ビス」

型式……低翼單葉單座陸上機

構造……金属製（コルチユガルミン）
發動機型……M25改造九〇〇馬力一基（空冷）
全幅……九・〇〇〇米
全長……六・二〇〇米
全高……二・六〇〇米
翼面積……一五・〇〇〇平方米
全備重量……一、六〇〇瓩
最大速度……四八〇粁（毎時）
巡航速度……四五〇粁（〃）
航續距離……六五〇粁
上昇速度……五、〇〇〇米へ五分五秒
上昇限度……一二、〇〇〇米
機銃装備數……四挺（内二挺翼内）

爆彈携行量……六〇瓩

「イー・17型」

型式……低翼單葉單座陸上機
構造……金属製（コルチユガルミン）
發動機……M一〇〇型一〇〇〇馬力一基
全幅……一〇・〇〇〇米
全長……七・三〇〇米
翼面積……一六・五〇〇平方米
全備重量……二、〇〇〇瓩
最大速度……五〇〇粁（毎時）
巡航速度……四四〇粁（〃）
航續距離……八五〇粁
上昇速度……五、〇〇〇米へ五分

上昇限度……一二、〇〇〇米
小口徑砲裝備數……二〇粍カノン砲一門
機銃裝備數……四挺——二挺

「ダー・イー型複座式」

型　式……双發低翼單葉複座陸上機
構　造……金屬製（デユラルミン又は）（コルチユガルミン）
發動機……M86型八五〇又は一〇〇〇馬力二基
全　幅……一三・五〇〇米
全　長……八・八〇〇米
翼面積……二七・〇〇〇平方米
全備重量……三、二〇〇乃至三、五〇〇瓲
最大速度……五五〇粁（毎時）
巡航速度……四五〇——五〇〇粁（〃）
航續距離……一、五〇〇粁
上昇速度……五、〇〇〇米へ六分乃至七分
上昇限度……一〇、〇〇〇米
機銃裝備數……二——四挺（又は小口徑砲一門）

四、ソ聯赤色海軍の現狀

ソ聯の海軍兵力は帝政時代から大したものでなかつた。日露戰爭でバルチック艦隊が撃滅されてから、ロシヤ海軍は再建されることなく放置され、ソ聯邦となつてからも重視されず、劣勢なものであつたが、近年の國際時勢の緊迫化に刺戟されてソ聯政府は漸く海軍兵力の增强に力を入れ始めたのである。

しかし建艦設備を缺いてゐるため米國に渡りをつけて戰艦建造を依頼したりしたが、到底成立たず、大艦隊を造りたくても造れない事情にある。そこで赤色海軍は潜水艦による海のゲリラ戰術を生命としてゐるため多數の潜水艦を持つて居る。イギリスの海軍兵書「ジエーンス軍艦錄」には

ソ聯は一四九隻以上の潜水艦があると記してある。また海軍兵員を整備する問題ではソ聯が元來海國ではないので之にも隨分苦んで居り、そのためソ聯政府は海軍に對する青年達の關心を高めようとあらゆる努力を拂つてゐる。共產青年同盟の諸機關はオソアヴイアヒムと聯合して、全ソ聯青年に檄を發して、ソ聯青年は自ら進んで赤色海軍に親しみ、殊に海軍兵の徵募に應ずる準備をしなければいけないと强調してゐる。

海兵訓練所はモスクワのみで十一、その他全國に四十八校が設けられて居り、海軍兵學校はレニングラード、セバストポール、バクー、ウラヂオの四ケ所に開かれてゐる。

ソ聯は造艦計畫や建艦現狀を發表しないので、赤色海軍の兵力は正確には判明しないが、一般推定によるとその勢力は次のやうなものである。

戰艦	五隻
巡洋艦	九
航空母艦	一
驅逐艦	一一五

潜水艦	一五〇

ソ聯赤色艦隊は現在バルチック海隊、黒海艦隊、北海艦隊、カスピ海艦隊、ドネープル河艦隊、アムール河艦隊、ピナ河艦隊の八艦隊に別れてゐるが、その内主要艦隊の兵力をみれば、バルチック艦隊は戰艦（近代化せるもの）二五、〇〇〇噸級四隻、航母、巡洋艦大小一〇〇隻、潜水艦五〇隻を擁しフインランド灣でクロンシュタット軍港を基地として獨海空軍と待時してゐる。

黒海艦隊は航空母艦「スターリン」九、〇〇〇噸一隻、重巡洋艦八、五〇〇噸一隻、輕巡洋艦七—八〇〇噸級五隻、驅逐艦七隻、潜水艦三〇隻を含んでゐる。

太平洋艦隊の兵力に就ては極東赤軍の項を參照されたい。

五、ソ聯極東赤軍の現狀

ソ聯の極東に於ける兵力は約七〇—八〇萬といはれ、滿洲、朝鮮とソ聯の國境約四千粁にわたつて配置されてゐる。それは大體左の五つの部分を中心基地にしてゐる。

第一は浦鹽を中心とする沿海州南部地方、第二はハバロフスクを中心とするアムール、ウスリー地方、第三はブラゴウエシチエンスク、タイブイシエオを中心とする地方、第四はニジニエ・アムール、及びアレクサンドロフスクを中心とするアムール及び北樺太地方、第五はダウリヤ、チタを中心とするアムール上流地方。

極東赤軍は正しくは極東正面軍と呼ばれ、それが第一赤旗軍、第二赤旗軍に分れて居り、一九四一年春までシュテルン大將が正面軍司令官であつたが、その後任に前中央アジヤ軍管區司令官であつたアパナセンコ大將が就任してゐる。

その兵力に就ては獨ソ戰前は約七〇萬、飛行機、戰車各二千を持つものと推定されてゐた。獨ソ戰のためソ聯が幾何の軍を西部戰線へ移動させたかは分明でないが、兵員補充其の他によつて今日と雖も極東赤軍の兵力は大した變化なく約七〇——八〇萬前後と思はれる。

米國側では極東第一赤旗軍は一五師團約一一萬、極東第二赤旗軍が四〇師團約五二萬とみてゐる。

△極東第一赤旗軍

狙撃師團二	兵員	四〇、〇〇〇
騎兵師團七	〃	五十、〇〇〇
戰車師團三	〃	一〇、五〇〇
空軍師團三	〃	一〇、五〇〇
計師團數一五	兵員	一一七、〇〇〇

△極東第二赤旗軍

狙撃師團二二	兵員	四四〇、〇〇〇
騎兵師團三	〃	二一、九〇〇
戰車師團八	〃	三八、〇〇〇
空軍師團七	〃	二四、五〇〇
計師團數四〇		五二四、四〇〇

又英國側の觀測として傳へられるものによるとソ聯の極東に於ける兵力は步兵三十師團、騎兵十二師團、機甲部隊十五師團、總兵力八十萬以上との事である。

この他極東正面軍に直屬すると思はれる重砲聯隊、列車砲大隊、建設軍團、鐵道軍團、飛行旅團などがあり、更に內務人民委員部所屬の國境警備隊、海岸警備隊などがある。

空軍に就て云へば一般に二千機といはれてゐるが、眞僞の程は勿論判明しない。

獨ソ戰線でいかに叩かれてゐるとはいへソ聯が極東の軍備を空にすることは考へられないから、極東に常備されてゐるソ聯空軍の勢力は依然輕視出來ないものであらう。

極東には以上の陸上兵力に加へて海軍がある。太平洋艦隊と黑龍江艦隊がそれがある。太平洋艦隊は浦鹽軍港に本據を置き、ユーマシェフ中將によつて統率されてゐる。その勢力は大體次の如きものと推定されてゐる。

巡洋艦一、驅逐艦八、潛水艦九〇、同母艦一、海防艦一、水雷艇一、魚雷艇八〇、補助艦艇若干。

又河川用砲艦は千噸級大型砲艦一〇、二百噸級小型砲艦一〇、砲艇約四〇。

以上によつて分る如くソ聯の太平洋艦隊には主力艦がなく、巡洋艦も僅か一隻に過ぎない現狀である。從つてその作戰も九〇隻以上の潛水艦及び小型艦艇による海上ゲリラ戰を主とするものであらう。

極東赤軍の兵站基礎に就て述べれば、極東建設の人的要素として最も重視される人口は未だ密度が稀薄であるが逐年增加してゐる。第一次五年計畫開始の一九二八年には百三十八萬二千人であつたものが、一九三九年の國勢調査では二百三十三萬八千人に達してゐる。之はソ聯が歐露、シベリヤ方面から勞働者、農民或は技術家を極東へ移住させることに努めた結果であつてヘタグローワ運動なるものもこの目的に沿ふたものである。

工業用原料の主なものとしては北サガレンの石油と石炭、沿海州のオルジヤンスクの鑛山とスウチヤン附近の石炭及びバイカル以東の雜金屬、鐵鑛及び石炭であつて之等の資源の開發は相當優秀な成績を收めてゐる。

從來極東軍管區には兵器組立、及びその修理工場は存在したが、兵器の製造所がなかつた。處が近年ハバロフスク地區の工業化の結果、コムソモリスクに純粹の兵器工廠が完成し、ウオロシーロフには步兵用火器及び小口徑彈藥工場が出來てゐると傳へられる。

尙、極東に事ある際、極東赤軍の兵站基地となり得る都市としては、浦鹽、スパスク、ハバロ

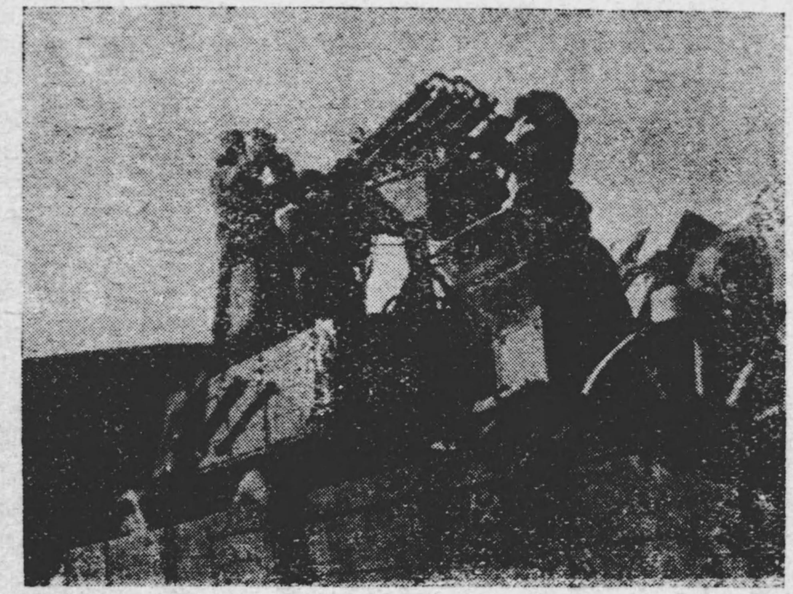

赤軍高射砲隊

フスク、コムソモリスク、ブラゴウエシチエンスク、チタなどが擧げられる。

第二節　赤軍の沿革

一、赤軍發展の過程

以上述べた如くソ聯赤軍は世界で日本の陸軍と並び稱さるる横綱格の獨逸精鋭軍を對手に惡戰苦鬪し豫想外の强靱振りを見せてゐるが、この赤軍はどうして生れ、どういふ徑路をとつて發展したかを調べて見よう。

赤軍の發展の過程を顧ると大體次の様な三段階に分けて考へられると思ふ。

第一段階は一九一八年——二四年（大正七年——十三年時代）で、この時代は舊帝政ロシヤ瓦解の直後で國內戰が絶えず起り、ロシヤの前途は一體どうなるかといふ非常な不安に包まれてゐたが、その國內戰の眞最中にソヴイエート政權が誕生し、赤軍が創設されたのである。さうして國內戰や外國の干涉の爲にソヴイエート政權や赤軍は屢々動搖したが、赤軍は頑强に鬪つて此等の諸勢力の壓力に堪へて革命後の最難關を漸く突破し、一九二四年の軍事改革期まで持續したのである。

第二段階は一九二四年——二八年時代で、この時期には赤軍は從來の軍の制度組織陣容等を改革整理し、漸次赤軍の充實發展を圖つた。

第三段階は一九二八年（昭和三年）以後現在に至るまでの時期で、所謂ソ聯の第一次、第二次、第三次五年計畫の時代であつて、世界各國共軍備の質的改良、技術の大改革をなしたが、ソ聯に於ても赤軍の質的改良に力を注いだ。

二、五年計畫と赤軍

重工業の發達を計つた五年計畫といふものは言ひ換へると國防充實五年計畫といふことになる。即ち第一次五年計畫以前からソ聯ではニツケル、コバルト、タングステン、ヴアナデイウム、アルミニユトム等の重要鑛物を獨逸やその他の國々からどんどん買ひ込んでゐたが、その當時はどうしてこんな金屬を多量に買占めるのかよく分らなかつたが、五年計畫年度に入ると俄然此等の材料を使用して國防工業に乘出した。ソ聯當局は第一次、第二次の五年計畫の完成後は最早外國から軍需品の材料を輸入しないでも獨力で經營して行くことが出來ると誇稱してゐたのである。國防工業の發展は必然的に赤軍の質的技術的改良を促し、非常な速度で赤軍の裝備を充實して行つた。ボリシエヴイク誌の一九四〇年度第四號に、この第一次、第二次五年計畫の結果ソ聯の國防工業が獨力で立つて行くことが出來、外國に依存しなくても濟むやうになつたと自讃してゐる。少し長いが、如何にソ聯側がこの計畫の結果を自慢してゐるかがよく分るからその大要を記して見ると、

「第一次並に第二次五年計畫の完成の結果ソ聯の工業化並にコルホーズ化計畫が實現され、生産技術及び工業生産力增大といふことに關しても先進資本主義諸國を追越す可能性が有る。一九三七年度に於ける工業生産高の八〇%以上は第一次、第二次五年計畫期間內に新設された工場で生産されたものである。農村經濟の活動力であるトラクター及びコンバイン總數の九〇%は第二次五年計畫期間中に生産された。

ソ聯は工業總生産高に於て歐洲第一位となり、世界に於て第二位となつた。比較的短い十年といふ期間にソ聯は經濟の獨立性を得たのである。一九三七年には、機械製造に於て消費高の僅か一〇・九%を輸入しただけで自動車、トラクター、棉花の輸入は全く無くなつた。

第一次、第二次の兩五年計畫期間に於て軍事能力の重要な條件である自給自足の經濟的基礎を確立することが出來たことはソヴイエート國家なればこそ出來たのである。五年計畫による生產力の著しい增大及び自給自給經濟の基礎確立といふことは我が軍備の技術の根本的改善の前提であり、技術的改善の遂行の爲には强力な國防工業を建設し、工業及び國民經濟の全部門を總動員し、技術幹部の養成に努めねばならなかつた。强力な國防工業が非常に順調に進んでゐる現在で

は赤軍は士氣に於てのみならず近代的戰鬪技術に於ても大いに強化された。

赤軍の高度の技術的裝備はソヴイエートの國民經濟全部門の斷えざる發展によるものである。現代の戰爭は金屬の戰爭である。五年計畫の結果ソ聯は金屬國となつた。卽ち一九三七年度にはソ聯は銑鐵一千四百五十萬噸、鋼鐵一千七百七十萬噸を生產したが、一九四二年には銑鐵二千二百萬噸、鋼鐵二千八百萬噸を生產する計畫を建ててゐる。

ソ聯は國防工業に必要な凡ゆる種類の資源を確保してゐる。卽ち石油、石炭、鐵鑛、加里鹽、燐灰石等の埋藏量に於て世界第一である。左に揭げる表を見ても國防工業に必要な資源が大部分自國產であることが分るであらう。

國內消費資源の自給力

	一九一三年	一九三七年
石炭	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
石油	八〇・〇	一〇〇・〇
鐵鑛	一〇〇・〇	一〇〇・〇
マンガン	一〇〇・〇	一〇〇・〇
合金鑛	〇	九九・一
亞鉛	九・七	一〇〇・〇
アルミニユーム	〇	九五・一
彈性ゴム	〇	七四・一
過燐鹽酸	六三・一	一〇〇・〇
植物纖維及びパルプ類	七八・〇	九九・六
棉花	五三・一	一〇〇・〇
クローム鐵鑛	一〇〇・〇	一〇〇・〇

食糧資源も集團的計畫の成功の結果、國家及び赤軍の爲に穀物の餘力を確保することが出來た。ソ聯の農業は帝政ロシヤ時代に於けるよりも十億プード程多く穀類を供給することが出來る。ソ聯は農產物の收穫率に於て米國、カナダを追ひ越した。」と述べてゐる。

しかしながら實際はさう中々計畫通りに巧く行かず、一九三九年度に於てもソ聯は國防工業に

必要な銅の總數量の三分の一、鉛の約二分の一、ニッケルの二分の一、錫の四分の三、ゴム（人造ゴムを除く）の全數量を輸入してゐる狀態である。

三、赤軍裝備の改良

五年計畫までは赤軍の裝備は劣惡なものであつた。赤軍は自國製の輕機關銃や高射機關銃、戰車、飛行機用機關銃等は全くなかつた。一番良い重機關銃はマクシムの舊式の物に過ぎなかつたのである。然るに五年計畫期間に於てソ聯の國防工業は著しい發達を遂げ、優秀な技術家、職工の養成に努め、赤軍の裝備に要する各種自働銃を供給することが出來るやうになつた。

ソ聯の砲兵の裝備はもつと惡かつた。そうしてこの方面には殆んど技術專門家が居なかつたのである。そこで赤軍當局は先づ構造局なるものを組織して砲兵の裝備の大改革にとりかかつた。第一次五年計畫期間に於て赤軍は舊式の大砲を改良してその射程を延ばし破壞力を强めることに成功し、第二次五年計畫以後に於ては歐洲の先進國にも負けない新しい型の重砲、高射砲、對戰車砲、特別步兵砲等を製造して居つたのである。

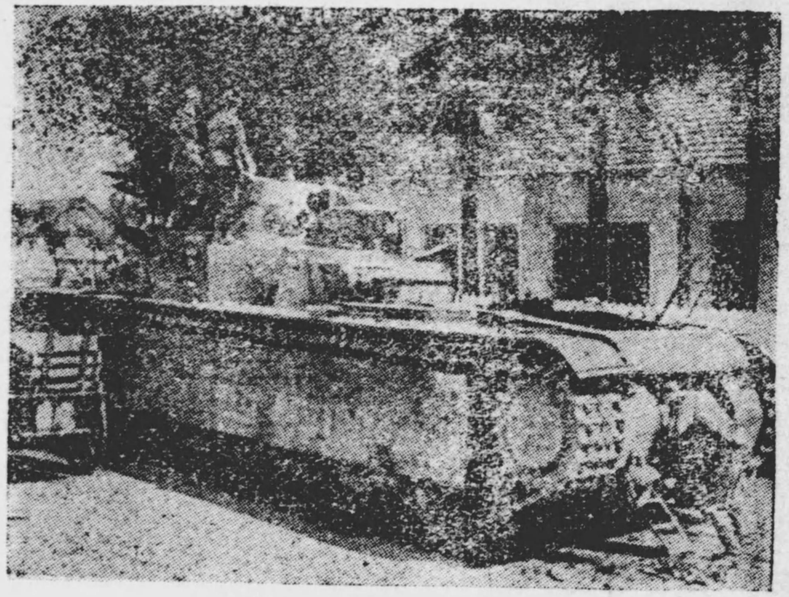

赤軍の四〇トン戰車

赤軍裝備の著しい特徴は戰車と飛行機の莫大な數量を持つてゐるといふことである。

戰車は一九三〇年（昭和五年）頃までは戰鬪能力が低かつたが、赤軍當局は外國の最新型の技術を獲得することに力を注ぎ、最近では非常に優秀な戰車を造ることに成功してゐたと傳へられてゐる。赤軍は非常に戰車隊の擴充を圖り、戰車聯隊、獨立機械化兵團（裝甲自動車、戰車隊）を多數有する外、この機械化兵團は步兵師團にまで配屬されてゐる。獨ソ戰勃發前戰車は約一萬臺、その輕量戰車六千臺、中量戰車一千臺、重量戰車三千臺といはれてゐた。

ソ聯の空軍は戰車以上に尨大な數量を誇つて居り、戰前ソ聯の飛行機の生產能力は年產一萬機といはれ、赤軍當局は空軍の擴充强化に全力を注いでゐた。戰前機體工場二八、發動機工場十四、附屬品製造工場三十二合計七十四の飛行機工場があつて外國技師の技術的援助を受けずに飛行機の製造に當つてゐたのである。しかしソ聯空軍は如何に尨大な數量を保有してゐても肝心の乘手の飛行士の技倆が大したことがなく、先のノモンハン事件に際しても今度の獨ソ戰でも多數擊墜されるといふ結果を示してゐる。

四、獨ソ戰前の兵力

周知の如くソ聯は共產主義の國であり、世界赤化をねらつてゐたが、最近ではそんなものは名前だけで建川前大使の歸朝談にも言つて居られたが、極端な軍國主義であると言つていい。實際ソ聯は今次の歐洲大戰に於て獨伊英等の疲弊するのを待つて漁夫の利を得ようと虎視耽々と時機を覗つてゐたのであつたが、獨逸の爲にその虛を衝かれて忽ち破滅の危機に瀕しようとは思ひも寄らなかつたことであらう。

赤軍は建設當時は正規兵と民兵とに區分されてゐたが正規部隊が急速に整備されると共に、民兵組織は作戰並に訓練上頗る頼りないので、赤軍當局は組織を改革して民兵制度を廢止し正規部隊だけにしたのであつた。

又ソ聯には內務人民委員部直屬の特別軍隊があり、國境警備隊、國內警備隊、並に護送部隊の三部隊より成つてゐる。彼等の任務は一口に言へばスターリンの現政權を擁護する政治軍隊である。この特務軍隊は各兵科を有して居り赤軍諸部隊にも劣らない精銳部隊である。

赤軍諸部隊は年々增加してゐたが、一九三九年末に於ける主なる部隊の數は大體次の如く見るのが妥當であらう。

狙擊(步兵)師團	一一〇
騎兵師團	三六
裝甲旅團	約五〇
戰車聯隊	約二〇
飛行機	約九、〇〇〇

戰車　約一〇、〇〇〇

赤軍の平時兵力は二百二十萬乃至二百三十萬と傳へられてゐた。一九四〇年の秋の演習に關する新聞記事の中には既に一三七狙撃師團といふのがある所から考へると獨ソ戰勃發直前には恐らく狙撃師團は一四〇以上に上つて居り、その準戰時兵力も徴兵適齢の引下げ、在營年限の延長、長期勤務兵の增加、豫備兵の教育召集等によつて六百餘萬に達してゐたと想像される。飛行機の數も一九四一年十月三日最後のモスクワ總攻撃開始に當つてヒツトラー總統が「獨軍のソ聯機撃墜破總計は一萬四千五百に上る」とその演説の上に述べて居るが、重複計算が多少有るとしてもこれによつて大約ソ聯の飛行機數が覗はれる。一九一八年（大正七年）一月人民委員會議が義勇軍を以て赤軍を組織し、レニングラード及びモスクワに於て約八萬の軍隊を有するに過ぎなかつた當時のことを考へると如何に急激に赤軍の勢力が膨脹して行つたかがよく分る。

師團の大多數は常に國境附近に主として集中せられ、國境には騎兵團その他の機動力を配置し、六十數個の飛行旅團の約三分の二は國境方面に待機してゐたのであつた。

五、最近の軍制改革

國防委員會

一九四〇年五月七日ソ聯最高會議幹部會は人民委員會議の直屬機關として國防委員會を設け、同委員會議長に國防人民委員ウオロシロフ元帥を就任せしめ、國防人民委員の後任には一等大將チモシエンコを元帥に昇格せしめて就任せしめた。

この國防委員會の新設は國防最高統帥機構の確立を圖り戰時體制の强化に乘出したものであつて、從來ソ聯には國防（陸軍）、海軍兩人民委員部が併立してゐた爲、陸海空軍間に於て統率上の缺陷を示し、それが對ポーランド、對フインランド戰で現れて來たこと、及び戰爭の遂行は赤軍指揮官の發言力を高めその爲に黨と軍の軋轢が表面化して來たこと等の原因から出來たのであつて、これによつて赤軍の對戰機構の一元化、中央化をねらつたものである。而して國防委員會議長は戰時體制下に於ける最高經濟統制機關である經濟會議に委員として加はることと規定した。

將官階級新稱呼

一九四〇年五月七日の國防委員會の設置に續いてその翌日五月八日には赤軍高級幹部階級稱呼の件に關する聯邦最高會議幹部會令が發布せられ、これまでなかつた高級幹部の階級稱號が次の如く定められた。

一、本科指揮官

元帥、軍大將、大將、中將、少將

二、各兵科指揮官

イ、砲兵科

砲兵大將、砲兵中將、砲兵少將

ロ、航空科

航空大將、航空中將、航空少將

ハ、戰車科

戰車大將、戰車中將、戰車少將

ニ、通信科

通信大將、通信中將、通信少將

ホ、工兵科

工兵大將、工兵中將、工兵少將

ヘ、技術部（化學、鐵道、自動車、測地）

技術大將、技術中將、技術少將

ト、經理部

主計大將、主計中將、主計少將

高級幹部稱呼の制定はソ聯赤軍幹部の權威を高め、軍紀を一層强化することを目的としたものである。

ソ聯の元帥星章の如きは如何にもきらびやかなものである。日本軍人の肩章が質素なのに較べて帝政ロシヤ時代の面影を偲ばせるものがある。

ソ聯の新元帥星章は一九四〇年の九月二日に制定されたものであるが、それによると元帥星章の形式は五光芒星形であつて金で作つてゐる。星形の中央には白金製の第二の小型星形を附けて

居り、徽章の中央に二・六二カラットのダイモンドを嵌め込み、一・二五カラットづつの二十五個の小粒ダイヤモンドで星形の光芒線を飾り、光芒線の間隙には總量三・〇六カラットのダイヤモンドを鏤めてゐるといふ豪華なものである。

將官候補者銓衡委員會

一九四〇年五月九日には將官候補者銓衡委員會が設置された。卽ち五月七日附公布された陸海軍將官稱呼の新制定による將官候補者銓衡の爲この委員會が設けられ、委員會議長ウオロシロフ元帥外委員十五名が任命された。さうしてこの委員會委員に全聯邦共產黨中央委員會書記マーレンコフが入つてゐるのは注目すべきことで、こんな委員會にでも黨の目付役が目を光らせてゐるのである。

更に一九四〇年十一月二日には國防人民委員元帥チモシエンコは赤軍下士官及び兵員の稱呼を制定發表し、一九四一年一月一日より實施した。

それによれば、

兵員——赤軍兵士、上等兵

下士官——下級軍曹、軍曹、上級軍曹、准尉

この様に赤軍の上級指揮官より下級指揮官に至る階級稱呼はつきりと制定され、世界各國と略々同樣となつた。

尙陸軍（赤軍）の下士官及び兵員の新稱呼の制定公布より約一ケ月遲れて海軍下士官及び水兵の新稱呼が定められソ聯海軍人民委員クズネツヨフ提督より次の如く發表された。

海軍艦船、部隊、海防、航空兵員——赤色海軍水兵、古參赤色海軍水兵、

陸上部隊——赤軍兵士、上等兵

海軍艦船、部隊下級指揮官——二等水兵、一等水兵、兵曹長、少尉

海防、航空、陸上部隊下級指揮官——下級軍曹、上級軍曹、准尉

一九三七年六月から一九三九年春に亘つて赤軍の血の大肅清工作が强行されトハチェフスキー元帥以下七將星を始め多くの優秀な上級、中級指揮官等帝政時代より革命戰時代に至る幹部を悉く葬り、一時赤軍は暗澹たる空氣に包まれ赤軍は果して立直るだらうかとまで言はれたが、その後スターリンは自分の直系分子を以て此等の幹部に充て、赤軍を悉くスターリン色に塗り潰し、

兎も角も血の贖清を契機として一筋に强化したことは事實である。

兵役義務

蘇聯の兵役義務は一九一八年四月に徵兵制度が布かれ、一九二二年徵兵令を制定し、其後一九二五年、一九二八年、一九三〇年、一九三六年に多少の改正を行ひ、一九三九年九月「一般兵役義務」に關する法令が發布された。

從來赤軍の下士官、航空兵、國境陸上警備隊の現役服務年限は二年だつたのを三年に延長した。徵兵適齡は從來召集年の一月一日までに滿十九歲となりたるものとされて居たが、召集が九月一日より開始さるるを以て實際に於ては十九歲八ケ月よりも二十歲八ケ月までの靑年が召集されてゐた。新法令によると一般の徵兵適齡は十九歲、中等學校卒業生は十八歲と定められた。從つて一般の徵兵適齡は十八歲八ケ月より十九歲八ケ月まで、中等學校卒業生は十七年八ケ月より十八年八ケ月までとなり、實際に於て從來よりも一年低下せられ、中等學校出は二年低下された。

召集委員會にはこれまで職業組合、國民敎育課、公共機關等の代表者も委員として出席したが、ウオロシロフはそれを改正して之等機關代表者の參加を不必要と認めた。この法令による召集委員會の構成は地方軍事委員（議長）、海軍、內務人民委員部、民警の各代表と醫師二名より成つてゐる。召集委員會に於て醫師は特別の任務を有し、徵兵檢査に於て委員たる醫師もしくは檢査に立會つた醫師が適齡者の身體檢査に際し故意に不正なる診斷をなした時は嚴罰に處せられる。

徵兵猶豫に關してはこれまで中等學校生徒は二十五歲まで、專門學校以上の學生は二十八歲まで猶豫されたが、中等學校は普通十八歲までに卒業出來るため卒業と同時に入隊さすこととした。病氣其他正當の理由の爲十八歲までに卒業の見込のない者は二十歲まで延期する。十八歲に達した中等學校出身者は直ちに現役に服する義務があるから、專門學校以上へは滿期後に入學することに規定された。從つて專門學校以上の徵兵猶豫は自然消滅の形となつたのである。卽ち徵兵猶豫の制度は事實上撤廢された譯である。

尙從來家族狀態を考慮し適齡者の現役召集を見合せ豫備に編入した特例があつた爲、中には扶養家族員數を故意に僞る者も現はれ弊害を伴つた。一九三六年までの適齡は二十一歲乃至二十三歲であつた關係上家族狀態を理由とする特典に浴するものもあつた。この法令の適齡は十八歲—十九歲に低下された爲、被召集者の一〇〇%は自己の家族を有せず又コルホズが發達した爲殆

んど失業者なくかかる恩典に浴するものは僅少となつた。

從來の服役年限は四十歳までだつたのを更に十年延長して豫備服務年限を五十歳までとした。

豫備役服務年限は次の如く改正されてゐる。

		豫備役服務年限
兵員		二十九年（二十一歳より五十歳まで）
下士官		二十八年（二十二歳より五十歳まで）
第二豫備役		三十一年（十九歳より五十歳まで）
幹部	二等中尉…… 中尉…… 一等中尉……	二十五年
	大尉・少佐	二十年
	中佐・大佐	十五年
	旅團長以上	五——一〇年

平均二十年

豫備兵は之を二種に分ち、第一豫備役とは現役の課程を了へたもの、第二豫備役とは服役しない未教育兵である。醫學、獸醫學、もしくは專門的技術を修得し國防人民委員部に登錄された婦人も第二豫備兵に編入される。

戰時に於ける實戰に參加する幹部の停年を低下せしめる必要を認め次の如く改正された。

	新法	舊法
中尉・同相當官	三十歳まで	四十歳まで
一等中尉・同相當官	三十五歳まで	四十歳まで
少佐・同相當官	四十歳まで	四十五歳まで
大佐	四十五歳まで	六十歳まで
旅團長	五十五歳まで	同
師團長及びそれ以上	六十歳まで	同

中等學校第五年級乃至第七年級に於て初等軍事教育が實施されることとなり、この初等教育の外、更に第八年級、第九年級及び第十年級の上級に於て所謂召集前軍事教育が義務的に實施され

ことになつた。

一般兵役法による服役年限は次の如くである。

兵種別	現役	兵員	下士官	第一及び第二豫備役
				第一種 第二種 第三種
赤軍	二年	三年		
空軍	三年	三年	三十五歳まで	四十五歳まで 五十歳まで
國境陸上警備隊	三年	三年		
國内警備隊	二年	三年		

六、赤色海軍の擴充

ソ聯は從來陸主海從主義で赤軍の建設には大いに努力して來たが、海軍は全く言ふに足りなかつた。しかし赤軍の整備が漸次出來上つて來ると共に、この數年來海軍の方の擴充にも注意を向けて來た。ソ聯海軍は毎年二月二十三日を赤軍（陸軍）と共に記念日として祝祭して來たが一九三八年海軍人民委員部として獨立すると同時に海軍記念日も七月二十九日と赤軍と別に定めたのである。

一九四〇年の海軍二週年記念日の前夜七月二十八日モスクワ文化休息公園ゼリョウヌイ劇場で海軍人民委員クズネツョフ提督が海軍の當時の狀況に關して報告演說を行つたが、從來明確な數字の公表を行つた前例がないだけにその演說は一應ソ聯海軍の現狀を推測する豫備知識として檢討するに足る資料であると思ふ。

その演說の重要な部分を抽けば、

「廣大な海上國境線は過去一年間にバルチック海、北海に於て更に一〇〇浬程擴大された。第二次歐洲大戰の結果を見ると海を持つ國にとつては陸海空の三軍の綜合一致といふことが海戰に勝利を贏ちす原因であることが分る。今や我等は將來の海軍ではなく現在の海軍を語ることが出來るやうになつた。昨年度に於て一一二隻の大小艦艇を得た我等は本年の今日までに既に一五八隻の艦船を有してゐる。本年度に於て我等の所有する艦船は昨年度に於て得たよりも五〇%程多い。昨年度の建造艦船噸數を一〇〇%とすれば本年の新造艦船噸數は二二一%となる。

而も以上の數字は水上艦船のみに關するものであつて、潜水艦の擴充は一層著しきものがあり、本年度の潜水艦增加は隻數及び噸數共に昨年度の三〇〇%に相當するものである。

昨年度には最新教育を有する八千の海軍諸兵を採用し、又海軍技術學校生徒募集人員三百五十名に對し四千名の志願者が殺到したが、本年度の同數募集人員に對し一萬餘名の志願者が押しよせた。海軍飛行機も量的に增大し、海軍諸學校の新設も着々進められてゐる。」

と自讃してゐる。

赤色海軍人の養成機關としては兵學校、機關學校、航海學校、海軍大學、通信學校等があり、海軍兵學校はレニングラードのフルンゼ海軍兵學校、セヴアストポリ海軍兵學校、浦鹽斯德海軍兵學校、バクー海軍兵學校の四校があり、機關學校はレニングラードにドヅエリンスキー機關學校有り、通信學校は同じくレニングラードにオルヂヨニキゼ海軍通信學校がある。海軍大學はウオロシロフ海軍大學があり海軍將校の最高學府として修業年限三年である。

その他海軍政治學校、航海學校、海軍中等學校等がある。政治學校は赤色海軍の政治部員を養成し兵學普通學の外、社會科學、政治指導原理を教へて居り、航海學校は艦隊運行、水路等に關する教育を施してゐる。又ソ聯は海軍中等學校といふものを作つた。海軍中等學校は一九四〇年八月ソ聯人民委員會議の決議により、モスクワ、レニングラード、浦鹽斯德、ゴウリキー、キエフ、オデッサ、バクーに設けられることになつた。之等海軍中等學校は八年級、九年級及び十年級の中等學校に準じ開校せられ中等學校七年級若しくは準中等學校を優等若くは良好な成績で卒業し、特別醫務委員會の檢査に合格した優秀な男子中から生徒を採用する。學科は數學、物理、化學、地理、製圖及び兵學は海軍兵學校の數科目に順應した學科目並に教科書に基き、他の學科目は中等學校の一般學科目及び教科書に基き授けられる。教官には高等教育を了へた優秀な有資格者が任命される。軍事及び政治を指導する爲政治及び軍事指導員を置く。生徒は夏季休暇を特別野營並に艦船内に送る。海軍中等學校卒業生は卒業證書を受くると同時に海軍兵學校に配屬される。優等卒業生は無試驗でフルンゼ高等海軍赤旗學校及びデルヂンスキー高等海軍技術學校に入學する特典を有する、等と規定されてゐる。

海軍勢力の從來の狀況等は書けば際限のないことでもあるし、さして重要でないから「赤色海軍の現狀」篇で最近の狀況について述べることとする。

七、ソ聯の民間航空及オソアヴィアヒム、航空化學隊

ソ聯の民間航空

ソ聯空軍に於て注意せねばならないのは交通人民委員部の管轄下にある民間航空である。民間航空と言つても國營主義により管理され、國防上の考慮を第一主義とした國民總動員的施設である。

ソ聯の民間航空は一九二四年（大正十三年）頃に誕生し非常な速度で發達したが、毎年八月十八日を航空デーとして記念して居り、一九四〇年度にはソ聯當局の發表によると民間航空は三千六百粁の飛行と二十八萬五千人の乘客、六千八百噸の郵便物、四萬二千三百噸の貨物輸送といふ數字を擧げ、航空路は十四萬二千粁に達し三九年度に比して約七千粁增加したと言つてゐる。

實際ソ聯の樣に道路の通じてゐない遠隔地殊に北部地方のやうな所を連絡するには特に航空事業を重視する必要があり、ソ聯の航空路は世界で最も長く東は浦鹽、南はパミール、コーカサスにまで達してゐる。そうして速達郵便輸送、特急旅客輸送、特急貴重品輸送等から農作物害虫驅除、魚群、海獸棲息所探知、北極探險といつたやうな多方面に亘つて中々活躍してゐた。戰前のソ聯の民間航空の狀況を知るには一九四〇年八月十八日の航空デーにソ聯民間航空總局長代理エム・カルツウシエフが「ソ聯の民間航空事業の一年」と題した談話に依るを便とする。その談話によれば大體次のやうな狀況である。

（一）一九四〇年度に於て延長四、五三八粁に及ぶモスクワ、イルクック間及び延長三、五七六粁に及ぶモスクワ、アルマアタ間の旅客輸送が開始された。

（二）民間飛行機はモスクワからレニングラード、キエフ、アシハバド、ツビリシ、ミネラリヌイエ・ウオーヅイ及びその他の中心都市へ定期に飛行してゐる。

（三）キエフ―ルツク―ロヴノ―ミンスク―ビンスク、ベロストーク―リーダ、レニングラード―ペトロザウオヅスクの連絡が設けられ、カレロ・フイン共和國の新地方にも飛んでゐる。ベサラビヤ及び北部ブロヴイナ、沿バルトソヴイエート諸共和國との定期空路も開かれてゐる。モスクワの中央諸新聞は其の日にキシニヨフ、チエルノウイツイ、リーガ、タリン、カウナスに配達される。

（四）國際航空路も擴大されモスクワ＝ベルリン、モスクワ＝ソフイヤ、モスクワ＝ストックホルム、アルマアタ＝哈三（支那）の空路も定期的に運行してゐる。

（五）航空本線に於ては質の改善が行はれ、輸送の一部は一時間三百粁までの速力を出すソ聯製快速機を以て行はれてゐる。

（六）ソヴイエート航空産業はペー・エス八四型、ペー・エス四〇型、ペー・エス三五型等の郵便飛行機及び旅客飛行機を製造し、快速旅客機ペー・エス八四型の旅客定員は二十一名で諸設備が行き屆いてゐる。大型機エス・エス・エス・エル七六〇型はモスクワとミネラリヌイエ・ウオヅイ間を定期往復し、一空路六十人以上の乘客を輸送する。

（七）航空本線の外に地方連絡分線があり、遠隔地及び僻地と共和國若くは州の中心都市との聯絡を保つてゐる。

（八）飛行場網も著しく擴大されたが、飛行場の技術的改築がなく、地上建造物の建築も要望されてゐる。

（九）飛行機による蝗の驅除は長年行はれてゐるが本年は各地方に於て棉花の害蟲驅除、甜菜象鼻蟲の驅除、飛行機による播種、山林の巡察、山火事の豫防、鎭火、沼地に於けるマラリヤ傳染病源の撲滅等が行はれてゐる。

（十）衞生飛行機は本年度四萬八千時間飛んだ。應急治療の爲飛行機は患者、醫師、醫藥を送輸してゐる。

（十一）フインランド戰に動員された民間航空部隊は戰線に新聞、郵便物を配達し、傷病兵を後方に運搬する等中々活躍した。

尙一九四〇年二月十二日にソ聯當局はモスクワに民間航空大學を開設し、航空營業、飛行機發動機材料廠、空中觀測等に要する高級指導幹部を養成する目的を以て晝間部四年、夜間部五年半の二部制を設け各地より飛行の經驗ある民間飛行家を入學せしめ專門家の養成に當つてゐた。

國防飛行化學協會

オソアヴイアヒム（國防飛行化學協會）は交通人民委員部の隷下にある民間航空機關で半官半民の第二線的國防機關として現在二千萬人以上の會員を有し國庫の補助を得て會員の會費及び一般よりの寄附金を以て維持されてゐる。

オソアヴイアヒムの主なる目的は勤勞民の軍事豫備敎育で、換言すれば赤軍幹部養成の豫備的補强工作である。卽ち一般國民に對し軍事敎育、航空事業の發達普及に努め、化學戰防備、防空等相當廣範圍に亘り直接間接國防に關係ある凡ゆる事業を擔當してゐるのである。

オソアヴイアヒムはその名の示す如く航空事業の發達普及には特別の力瘤を入れ、全國にある三百個以上の飛行俱樂部は航空學校、飛行場、飛行機等を有し操縱士の養成に當つてゐる。各學校には模型飛行機團體を設けて對校競技を催しその發達を圖り、グライダー學校も三百校に及び、パラシュート俱樂部も千五百以上に達し官民協力航空事業の發達普及に努力してゐた。

尙防毒研究會を設置して瓦斯原料の研究、對毒瓦斯並に防空敎育の一役も買つてゐた。

航空學化隊

毒瓦斯に對しては既に一九二一年頃からその研究施設に力を盡し、軍民共に化學戰準備に關する種々の施設をなし、一般民間に對しては化學戰に關する知識の普及に努力し、化學專門敎育を施す敎育最高機關として化學大學があり、國防人民委員部化學本部は化學戰に關する中央統轄機關として采配を振つてゐた。又各部隊には化學部隊を附屬せしめ對化學戰準備を整へてゐた。上述の國防飛行化學協會は民間の對化學戰訓練並に組織上重要なる役割を演じてゐたのであるが、特に空中化學攻擊に對し人民を防護する目的から航空化學隊なるものを組織しオソアヴイアヒムの管轄に屬せしめてゐた。

航空化學隊の任務は

（一）一般民衆に對する航空化學に關する知識の普及

（二）平時に於ては害蟲等の有害物驅除等の事業をなす

（三）空中化學戰に關し軍部及民間團體に協力する

等であつて、空中監視、化學班、消防及保安部、衛生班等に分れて常に訓練に從事してゐた。

八、赤軍に對する黨の敎育

蘇聯軍當局は赤軍を完全に黨の軍隊とする爲に將兵に政治敎育を施し、政治指導員の養成には特種の學校があり、政治大學は最高幹部たる政治部員を養成してゐた。卽ち革命軍事會議の政治部がその中樞機關で各中隊には政治部があり、部員には優秀な黨員幹部を以てし絶大な權限が與

へられてゐた。

この政治委員制度は國内戰當時に確立されたものであるが、その後ソヴイエート政權は鞏固となり指揮官の大多數も黨員となるに及びトハチエフスキー元帥等の主張により一時軍政治委員制度は廢止された。然るに國際情勢の變化と共にソ聯内に反政府勢力の擡頭を惹起しトハチエフスキー元帥以下七將星の赤軍陰謀があげられた。この陰謀に驚いた黨幹部は赤軍軍人の政治的監視の必要から一九三七年八月十五日再び軍政治委員制度を復活したのである。

これは軍人の政治意識を昂揚するといふ口實で赤軍を黨の監視の下に置く爲であつた。しかしその後又一九四〇年八月十二日にソ聯最會會議幹部會は、

「軍政治委員制度は既にその基本的使命を終了し、赤軍並に海軍指揮官が近年著しく强化した事實に鑑み指揮權の一元化の實現及び指揮官の權威を强化し一切の權限と責任とを以て諸部隊に於ける政治的任務を遂行せしむるためソ聯最高會議幹部會は左の如く決定す。

一、一九三七年八月十五日附を以て中央執行委員會並にソ聯人民委員會議の確認せる「勞農赤軍軍政治委員に關する法令」を廢止す

二、諸施設（軍團、師團、旅團、諸部隊、艦船、陸海軍諸學校）に政治部指揮官（長）代理制を設置す

三、軍管區、戰線及び軍隊の軍事會議をして軍團、師團、旅團に於ける政治工作を日常監視せしむ」

と發表し、赤軍の政治委員を廢止し、陸海軍指揮官の權威の强化、統帥の一元化を圖つた。

政治委員制度の復活からこれまで三年の月日を經過し肅清工作も一段落を告げると共に赤軍内の政治工作が確立したからであつた。

赤軍の政治委員制度は廢止されたが、しかし之に代る政治部指揮官代理といふものが新しく設けられたので、赤軍の政治關係が全くなくなつた譯ではないが、名稱の變更と共に政治關係者の地位が格下げになつたことになり、從來のやうに軍政治委員が指揮官又は部隊長の同格のもので なくその指揮の下に立つに至り指揮權が一つのものになつたのであつた。これはフインランド戰に於て指揮官と政治部員の對立が實戰に際して色々と不便を生じ指揮作戰の統一上重大支障となつた。フインランド戰線に於て多數の政治部員が戰死したが、彼等は敵彈で倒れたのでなく、普

段政治部員に反感、不滿を有してゐた味方の將兵の爲に射たれたのである。之等の事情が政治委員制度廢止の主な原因となつた。

そうしてこのままで獨ソ戰まで推移したが、獨ソ開戰と共に赤軍內に於ける政治委員の役割及び責任が一層重大性を增して來た爲、國家國防委員會、參謀本部の要請を容れ、ソ聯最高會議幹部會は一九四一年七月十六日附を以て又又次のやうな制度を設けた。

一、政治宣傳局竝に課を勞農赤軍政治局竝に政治課に改組す

二、赤軍諸聯隊、師團、陸軍諸學校竝に施設に軍事委員制を、中隊、大隊、騎兵中隊に政治指導員制を實施す

三、勞農赤軍聯隊竝に師團に於ける軍事委員制施行令を確認す

ソ聯最高會議幹部會議長　カリーニン

同　書記　ゴールキン

一九四一年七月十六日

尙軍事委員制施行令は七月二十日附を以て海軍諸施設にも適用されると公布された。

との政治委員制度の强化は獨ソ戰による赤軍の精神的動搖を豫め防ぎ、要するにスターリンの獨裁意旨を赤軍內に透徹せしめる爲の手段であると見るべきである。

尙黨の軍隊であるといふ見地から赤軍の軍人は選擧權、被選擧權を有し、ソヴイエート大會の議員、共產黨の要職にも推擧される。

軍の精神敎育、地方民との融和は政治部員によつて行はれ地方民に對し「國民の軍事化を促進し國家全體を軍事化せよ」とのスローガンの下に徹底せる國民皆兵主義を鼓吹してゐた。

小、中學校に於ても軍事敎育を實施し、例へば地理には軍用地圖を挿入し、地形測量寫眞圖を敎へ、國語に於ては赤軍の勇敢振りを敎材とし軍用語を授けてゐる。赤軍の兵營は一面共產主義の學校でもある。共產主義を中心とし軍隊は活動してゐるが軍隊の外にシエフ（後援制度）を通じ地方民の共產化に努めてゐた。

各師團及び旅團には黨アクチブ學校があり、晝間部と夜間部に分れ、晝間部には黨政治部勤務者を、夜間部には晝間部に入らない黨員及び靑年黨員を入校せしめてゐる。卽ち夜間部生徒は戰闘並に政治訓練の餘暇を利用し勉强する。

師團及び旅團の黨アクチブ學校といふのは黨及びコムソモルの勤務者にマルクス・レーニンの理論や共産黨史を教へたり、國際關係の歴史及び蘇聯の對外政策に關する知識を授けたり、共産主義教育をたたきこむものである。

しかしながら全世界を革命に導き、これを共産主義化することを從來最高の對外方針としてゐた蘇聯當局も最近では所謂愛國主義國家の完成に看板を塗替へ、獨ソ戰直前頃は蘇聯當局は防共戰線の擴大並に國際政局の劇變に備ふる爲に國民殊に赤軍に對して社會主義の祖國を守れといふ新愛國思想の鼓吹に躍起となつてゐた。

要するに最近のソ聯といふものは共産主義の假面を冠つた極端な軍國主義に變つてゐるのである。

聯隊長以上の高級幹部の殆ど全部は黨員であつてその九〇%以上は陸軍大學正科もしくは陸軍大學短期課程を卒業してゐる。

赤軍の癌とされてゐたのは優秀な幹部に乏しいことで、幹部の養成に非常に苦心してゐた。下士官の養成なども一九三九年九月實施された一般兵役義務法を以て下士官の現役服務年限を二年より三年に延長し下士官の養成に躍起となつてゐた。

一九三九年末に於ける徴兵適齢者の教育程度は次の如くであつた。

文盲	〇・三%
低度の讀書力あるもの	六・二%
初等並に中等學校中途退學者	八八・二%
中等學校並に其以上の學校卒業者	五・三%

九、軍事豫算

最近九ヶ年間の國家豫算並に國防豫算を擧げれば左の如くである。(單位一億留)

年度	豫算(歳出)總額	軍事費
一九三三年	三五〇	一六
一九三四年	四八八	一八 (實際支出額五〇)
一九三五年	六五九	六五 (實際支出額八二)

一九三六年	七八七	一四八
一九三七年	九七〇	二〇一
一九三八年	一、二四〇	二七一
一九三九年	一、五四九	四〇八
一九四〇年	一、七九七	五七〇
一九四一年	二、一六〇	七〇八

蘇聯當局は國家豫算總額に對する軍事豫算の比率が低率であると自慢してゐるが、蘇聯の國家財政の編成は列國の其れとは異り、蘇聯に於ては生産、分配、金融等は國家が獨占してゐる。凡ゆる企業が國營であるから國家豫算に對する國防豫算の比率を列國と同じやうに比較する譯には行かないのであつて、軍事豫算そのものの尨大な數字は一寸類例がない。

毎年組立てられる國防豫算は國防人民委員部並に海軍人民委員部關係のもののみである。

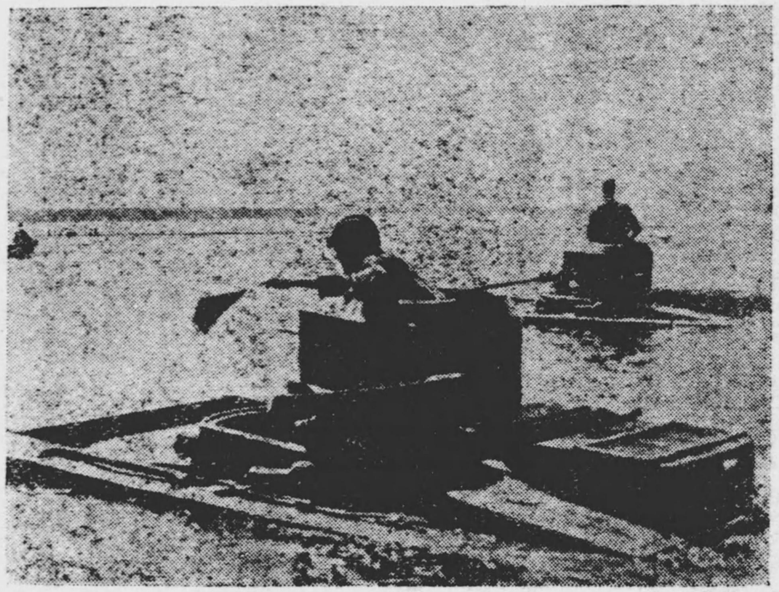

赤軍の水陸兩用タンク活躍

國境警備關係は內務人民委員部の豫算に、軍用電信、電話關係は交通人民委員部の豫算に、兵營、宿舍、射的場の如きは地方豫算に、國防工業關係は國防工業人民委員部の豫算に各一括される等蘇聯の豫算にはトリツクが多分に仕組まれてゐる。一九三九年一月國防工業人民委員部は航空工業、造船工業、武器製造、彈藥製造の四人民委員部に分離されてゐる。從つて之等各機關に於ける國防關係支出を合算すれば驚くべき莫大な額となるのである。

此の外蘇聯全土を通じ一千二百萬人の會員を有するオソアヴイアヒム（國防飛行化

學協會)、共產黨、職業組合、地方行政機關、工場、各種組合、シエフ(後援制度)等よりの獻納金は莫大な數字を示し、尙國家豫算の豫備金支出は殆ど國防費に充當し、大海軍建設、機械化部隊、空軍及び戰車の大擴充に邁進してゐたのである。

第三節　赤軍戰時重要事項誌

△對獨抗戰の總動員令下る(一九四一・六・二二)

獨ソ開戰の六月二十二日ソ聯政府は赤軍の大量動員命令を發し、一九〇五年より一九一八年生れ(廿三歲から卅六歲まで)の赤軍兵士を一齊に動員した。動員區域は中央アジヤ軍管區、ザバイカル軍管區及び極東軍管區の極東赤軍關係の軍管區を除く全ソ聯の十三軍管區に及んでゐる。

△歐露全土に戒嚴令を布く(一九四一・六・二二)

ソ聯政府は二十二日殆んど歐露全土に亙る左記の地域に戒嚴令を布告した。

(一)　北氷洋より黑海までの國境地帶、(二)　モスクワ及びその周邊一帶、(三)　シベリヤよりコーカサスに至る一帶

△ウオロシーロフ國防相に就任(一九四一・六・二三)

獨ソ開戰と同時に六月二十二日チモシエンコ元帥に代りウオロシーロフ元帥が國防相に就任し、全赤軍の指揮をとることとなつた。

△兵及び下士官の家族に對し戰時扶助決定(一九四一・六・二六)

前線に出動する兵及び下士官勤務員が家族の生活に就て不安を抱かぬやうソ聯政府は開戰後四日にして出征家族扶助の法令を公布したが、その內容は都市に於て家族內に勞働無能力者が一人在るときは每月一〇〇ルーブル、二人の時一五〇ルーブル、三人以上の時は二〇〇ルーブルを支給し、農村ではこの半額を支給し、家族內に勞働能力者が一人あつて三人以上の勞働無能力者を抱へてゐる場合は都市では每月一五〇ルーブル、農村ではその半額が支給せられることなどが決定された。

△下士官以下に軍服給與(一九四一・六・二六)

ソ聯政府は一九四一年六月二十六日、一般兵役義務法令第三十條に左記內容の一項を追加する旨公布した。

「赤軍並に海軍に動員及び定期召集に依り召集せられ、戦線に於て服務したる兵員並に下士官に支給されたる軍服は彼等の所有に歸し戦後返却を要求せず。」

△國家防衛委員會創設さる（一九四一・六・三〇）

對獨抗戰を徹底するためソ聯政府は六月三十日新に國家防衛委員會を創設し、此の委員會に政治、軍事を含む一切の國家全權を委任するに決した。右委員會はスターリン人民委員會議長を議長とし、モロトフ外務人民委員を副議長に、ウオロシーロフ國防會議々長、マレンコフ黨中央委員會書記、及びベリヤ内務人民委員を委員とするものである。

△流言浮說取締令發布（一九四一・七・六）

ソ聯政府は七月六日流言浮說取締令を布告し、戦時に於て國民を惑はす流言浮說をなしたる者はもしその言動が法規に照らし、重刑を伴はざる時は軍法會議の判決に基き監禁二年乃至五年の刑に處す旨規定した。

△戦時内外郵便電報通信の受付並に發送規則布告（一九四一・七・八）

通信人民委員部は七月八日ソ聯國家の利益を害する國家並に軍機密の漏洩及び通信を阻止する爲、國際並に内國郵便電報通信の受付並に發送規則を次の如く定めた。

一、國家に損害を齎らす軍事、經濟若くは政治的性質を帶ぶる如何なる種類の情報も書簡並に電報を以て通報することを禁ず。

二、各郵便機關に對し景色若くは寫眞入の郵便葉書、盲人用點字、クロスワード、將棋問答等の通信の受付並に發送を禁ず。

三、二重封筒の使用を禁ず。

四、國際郵便物は總て發送人自ら之を郵便課に手交すべし。之等郵便物に對する切手は郵便物を受付けたる際郵便局員自ら之を貼付するものとす。

五、書簡は書簡箋四頁を超過することを得ず。

△前線司令官正式發表さる。（一九四一・七・一〇）

ソ聯政府は七月十一日前線に指揮をとる三方面軍司令官の名を發表した。

（一）西北軍總司令官　ウオロシーロフ

（二）西部軍總司令官　チモシエンコ

（三）　西南部總司令官　　ブジョンヌイ

△コミツサール制度復活す（一九四一・七・一六）

敗戰に次ぐ敗戰で士氣の沮喪を恐れたソ聯政府は督戰的任務を强化するために先に廢止したコミツサール制度を復活し、軍內黨組織の權限を擴大することに決し、七月十六日政治宣傳機構の再組織及び赤軍內に軍事委員部創設に關する緊急令を發布した。

（一）　從來の政治宣傳機構を改組し、赤軍內に政治部を設置する、（二）　赤軍各聯隊及び師團參謀部、陸軍關係諸學校、その他赤軍諸機關內に政治指導部を設置する。

而して赤軍內軍事委員部規定によると、軍事委員の任務は共產黨及政府の代表として赤軍內に於て司令官と共に軍務遂行の全責任を負ふこととなつた。軍事委員は各隊司令官を援け、司令官の權威を高め、更に最高司令部遂行のあらゆる命令遂行を嚴重監視しなければならない。又軍事委員は部隊將兵の戰鬪精神を旺盛ならしめ、容赦なく革命的命令を下し、或は軍事訓練を施して怯懦な將兵に對しては無慈悲な鬪爭を行はねばならない。なほ今後聯隊及び師團の發する命令には司令官、及び師團の發する命令には司令官及び軍事委員兩者の署名を必要とすることとなつた

が、この規定にはスターリン議長の「司令官は軍隊の長であるとすれば軍事委員は軍隊の父、軍隊の母であるべきである」との言語が引用されてゐる。

△スターリン議長軍政の全權掌握（一九四一・七・一九）

ソ聯政府は七月十九日深更スターリンを國防人民委員に任命、チモシエンコ現國防人民委員を國防人民委員部次長に任命する旨發表した。之によつてスターリンは國家防衛委員會議長と國防人民委員を兼任することとなり、戰時ソ聯に於ける軍政の全權を一手に掌握することになつた。

△ソ聯國防次官合計十三名となる（一九四一・七・二三）

ソ聯政府は七月二十三日國防次官にイヴアン・ペレスイプキン通信相を任命した。同次官は戰時下通信部門の統制を擔當するが、これによつてソ聯國防次官は十二名の多數を數へるに至つた。即ち、チモシエンコ、ブジョンヌイ、タリーク、シャポーシニコフの四元帥、メレツコフ、シチヤデンコの二大將、ルイチヤゴフ、フエドレンコ、ジガフ、フルリョフの四中將とサポロージエフ軍一等政治委員、ヘレスイプキン通信相の十二人である。

△看護兵及び擔架兵の勇戰に對する褒賞を決定（一九四一・八・二三）

八月二十三日ソ聯國防人民委員スターリンは、看護兵及び擔架兵の勇戰に對し左の如き規定によりその褒賞方を申告し得る旨の命令を前線各部隊に電令し即時實施することに決定した。

一、銃劍或は輕機と共に十五名の負傷兵を戰場より搬出したる時は戰鬪功績章或は勇敢章を申請し得る。

二、銃劍或は輕機と共に二十五名の負傷兵を戰場より搬出したる時は赤星章を申請し得る。

三、統劍或は輕機と共に四十名の負傷兵を戰場より搬出したる時は赤旗章を申請し得る。

四、銃劍或は輕機と共に八十名の負傷兵を戰場より搬出したる時はレーニン章を申請し得る。

△ソ聯軍事使節團を米國へ派遣（一九四一・八・三一）

ソ聯政府は軍事使節團を米國へ派遣したが、この使節團は專ら技術的使命を有するもので、米國各地の諸航空機製作工場視察を主目的とするものと傳へられる。

△レニングラード防衛最高會議組織（一九四一・九・三）

レニングラード死守のため九月三日同市に六名の委員からなる最高軍事會議が組織された。右軍事會議は獨軍の進擊逼迫するレニングラードのあらゆる力を結集し、防戰を指揮する最高機關であるが、委員には西北方面軍司令官ウオロシーロフ元帥、ジユダーノフ、レニングラード地方共產黨書記長ほか四名の黨首腦部連が就任した。

△ソ聯全國民に强制軍事調練（一九四一・一〇・一）

ソ聯政府は對獨長期戰に備へて全國壯丁に對する强制的軍事調練の實施を決定し、その中央機關として全國軍事調練部を創設、プロチン少將をその首腦に任命した。組織完成の上は赤軍に併行して數百萬の市民軍が出來るわけで、尙市民軍の組織は赤軍のそれに類似したものといはれる。

△モスクワに戒嚴令實施（一九四一・一〇・二〇）

ソ聯國家防衛委員會の指令に基くモスクワ戒嚴令は十月二十日より實施され、夜半十二時より朝五時迄一般の交通は禁止された。

（一）、戒嚴令下防衛地域はモスクワ市及びその西方百粁、乃至百廿粁とす。

（二）、防衛部の構成を次の通り定む。

總司令官　ジューコフ大將

モスクワ市防衛司令官　アルテヨーミエフ中將

治警統監　　シニーロフ少將

(三)、治警統監はゲ・ペ・ウ部隊及び民警並びに義勇勞働軍を直接指揮下に置く。

△前線司令官を更迭す。チモシエンコ南部へ（一九四一・一〇・二三）

ソ聯政府は十月二十三日中西部方面軍令官の更迭を行ひ、チモシェンコ元帥を南部方面軍總司令官に轉出させ、後任にはジューコフ大將を任命した。この更迭の理由は南部戰線の急を告げる現在、獨軍部さへも賞讃を惜しまぬ赤軍の至寶チモシェンコ元帥を南部方面指揮の重責に任じ、且つ、英軍と連絡してコーカサス防衛陣組織に當らしめるためといはれる。

又ジューコフ大將の後任としてシャポシニコフ元帥が赤軍總參謀長に就任した。

△防諜のため郵便差止め（一九四一・一〇・二四）

國防人民委員部では戰鬪地區の野戰郵便局から極東軍向けの郵便物發送を禁ずる一方、一般國內通信も檢閲を嚴重にしてゐる。

△赤軍重要工場奥地移轉開始（一九四一・一〇・二五）

ソ聯政府はモスクワ內外の重要軍需工場の奥地移轉を開始した旨發表したが、その移轉先は

ウラル地帶の南部と觀測されてゐる。ソ聯政府は現在赤都モスクワ防衛に全力を盡してゐるが、モスクワ陷落の場合、後方に退却して殘存兵力を再編成して抗戰を試みる方針とみられ、その際ソ聯に殘された工業力如何が極めて重要問題となるだけに、この事は深い注目の的となつてゐる。

△モスクワ防衛に「兵に告ぐる書」發表（一九四一・一〇・二九）

獨軍進擊により刻一刻と危機に曝されてゐるモスクワでは兵士、市民の別なく同市の防衛に專念してゐるが、赤軍西部戰線司令部は十月二十九日首都防衛軍兵士に對し「兵に告ぐる書」を送り、同市の死守を命じた。

敵に一歩も讓るな。恐怖を抱き戰線を放棄する兵士は司令官の命令により逆賊として銃殺さるべきことを覺悟せよ、赤軍の軍律は獨軍戰車の進軍の前に逃れる事なく、進んで之を破壞せよと敎へてゐる。

△極東赤軍移動說をソ聯當局否定（一九四一・一一・四）

ロゾフスキーソ聯情報局次長は十一月四日極東赤軍の獨ソ戰線への移動說は獨軍側の宣傳であると正式に否定した。

「獨軍側ではソ聯が極東赤軍を引揚げ之を獨ソ戰線へ移動せしめつゝあることを宣傳してゐるが、獨側宣傳の狙ひは第一に世界をして赤軍豫備軍の涸渇してゐることを印象させ、第二には日本を煽動して對ソ攻撃を開始せしめんとするものである。日本はハンガリーやルーマニヤの如きドイツの屬國ではないのだからかゝる宣傳に乘るものとは信じない」

△スターリン赤軍の優秀性を誇示（一九四一・一一・七）

スターリン議長は十一月七日の革命二十四周年記念に際し全國民にラジオ演說を行ひ、抗戰する赤軍の優秀性を誇示した。

「今次の戰爭に於て獨軍は既に四百五拾萬を失つたのに對し赤軍の損害は百七十四萬である。赤軍は飛行機、戰車に於て獨軍に劣り、又兵力の數も獨軍より少いが、士氣に於て赤軍の方が遙かに勝つてゐる。獨軍の力は次第に衰へつゝあるのに反し赤軍の力は漸次增大し敵を擊退する機は熟しつゝある。」

△モスクワの革命記念赤軍示威行進（一九四一・一一・七）

ソ聯革命廿四周年記念赤軍示威行進は十一月七日モスクワに於て行はれ、スターリン議長は赤い廣場のスタヂアムに立ち二時間にわたり閱兵した。本年の行進は例年に比し、參加戰車も極めて少數、飛行機は遂に姿を見せず、一抹の寂寥感を與へた。

△クリミヤ防衞最高指揮官ク海相を任命（一九四一・一一・一一）

スターリン首相はクヅネツオフ海軍人民委員（海相）をクリミヤ防衞の最高指揮官に任命し、クリミヤに於けるソ聯軍の頽勢挽回を期することとした。

△シベリヤ飛行基地强化をソ聯聲明（一九四一・一二・一三）

リトヴイノフ駐米ソ聯大使は十二月十三日米國新聞記者團に對し、ソ聯は米國からの武器輸送を便ならしむるため、目下シベリヤ飛行基地を强化する案を考慮中である、と聲明した。

△國家防衞委員會の增員（一九四二・二・一三及二・一九發令）

戰爭遂行の最高統帥機關たる國家防衞委員會はスターリン、モロトフ、ウオロシーロフ、ベリヤ、マレンコフの五委員によつて成立してゐたが二月十三日新にミコヤン外國貿易人民委員、ヴオズネセンスキー人民委員會議附屬經濟會議々長を加へ、更に二月十九日に至つてカガノヴイツチ交通人民委員を追加して、國家防衞委員會の委員は計八名となつた。

△ソ聯國防工業に銃後國民の徴用（一九四二・二・一三）

ソ聯政府は一九四二年二月十三日附を以て國防工業に特に勞働能力ある國民を優先的に徴用し得る命令を公布した。

即ち重要なる軍需諸工業、建設並に國防に必要なる國民經濟諸部門の勞働力を確保する爲次の如く決定された。

一、戰時の際勞働能力ある公民を其の居住地に於て航空、戰車製造工業、武器、彈藥製造工業、冶金、化學並に燃料工業に優先的に徴用することを必要と認む。

二、生産及び建設に徴用さるる者は男子十六歲以上五十五歲まで、女子十六歲以上四十五歲までの勞働能力ある公民とし、國家機關並に企業に從事せざる者とす。

三、左に掲ぐる者は徴用より免除せらる。

イ、ソ聯人民委員會議令により工場學校、徒弟學校、鐵道學校に徴集されたる男女十六歲以上十八歲までの者

ロ、乳兒並に八歲以下の兒童を有する婦人、但し後者の場合は兒童を世話する他の家族員なき者に限る。

四、公民の徴用期間並に其の範圍はソ聯人民委員會議之を決定す。

五、徴用を忌避したる者は之を刑事犯人として裁判に附し、被告の居住地に於て一ケ年以内の強制勞働に服せしむ。

△ソ聯豫備軍を續々編成中（一九四二・二・二〇）

赤軍機關紙赤い星はウラル地方に於ける豫備兵の大規模なる訓練はいまや終了し、獨軍の春季攻勢に對する反擊の用意成れりと强調してゐるが、カザック人、タヂック人、タタール人、キルギス人などの各民族出身の兵も大量に編成されてゐると。

△赤軍技術員の新軍事的稱號發令（一九四二・三・一二）

三月十二日國家防衛委員會の決定に基き國防人民委員は左の如き機械化裝甲戰車部隊附技術員の新軍稱號實施を發令した。

一、一九四二年四月一日以降赤軍機械化裝甲戰車部隊附技術員のため左の如き軍事的稱號を用ふ。即ち

技術少尉
技術中尉
技術大尉
技術少佐
技術中佐
技術大佐
戰車技術少將
戰車技術中將
戰車技術大將

二、戰線、管區及部隊の軍事會議は一等軍事技手までの從來の全技術員稱號を二ケ月以内に本令第一案の新稱號に改むべし。三等軍事技師以上の技術員は一九四二年四月十五日までに赤軍機械化裝甲戰車部隊幹部局に證明書類を提示すべし。

三、機械化裝甲戰車部隊附技術員の軍事的稱號附與の爲の勤續期間は、

技術少尉　四ケ月
技術中尉　六ケ月
技術大尉　六ケ月
技術少佐　八ケ月
技術中佐　十ケ月

技術中尉までの軍事的稱號附與は戰線及び部隊軍事會議之を行ひ、技術大尉以上技術大佐までの稱號附與は國防人民國防人民委員部令により行ふこととす。

戰線及び部隊軍事會議には、拔群の功績ありし者に技術中尉までの稱號を特別附與する權利及び技術大尉以上の稱號特別附與を上申する權利を與ふることとす。

四、赤軍機械化裝甲戰車部隊附技術員の服裝及び徽章の形式は指揮官と同一たるべし。緣取標章は赤軍技術員用制式によるべし。

第二章　獨ソ戰以來のソ聯外交

一、概　說

獨ソ開戰以來のソ聯外交は對獨戰遂行といふ一本の目的に主點が置かれて居り、各國との外交關係の推移にしてもいづれもこの線に沿つて流れてゐる。

ソ聯戰時外交政策に於ては獨逸を共同の敵とする英米聯合國との協調といふことが最も大きな地位を占めて居る。

英米との協調維持の外に獨伊の制壓下にある歐洲諸國への工作、更に又獨ソ戰に直接關係せざる第三國（特に日本）との外交關係を擧げることが出來る。

今次歐洲大戰勃發當初より英米側にとつてはソ聯を抱込むことはいふまでもなく有利なことであるが、ソ聯外交の基調が歐洲諸國を相爭はしめあるから對ソ抱込工作を執拗に續けて來たのであるが、ソ聯自體も世界戰の渦中に捲込まれ、ここに英米との工作によつて漁夫の利を得、自國の地位を强化することにあつたので、英米の工作に容易に乘ぜられることなく寧ろ獨ソ不可侵條約の締結を見た程であつた。

然るに事態は急變して獨ソ戰が勃發するやソ聯外交

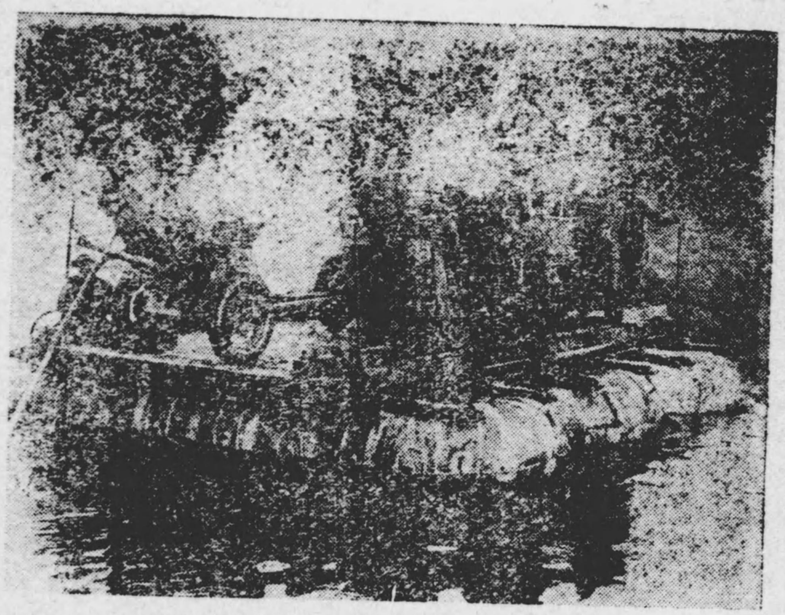

赤軍對戰車砲隊の渡河用ゴムボートの活躍

ソ聯との聯繫は自づとその客觀的基礎が出來上り、英米ソ三國は對獨戰の爲に完全に結合するに至つた。

ソ聯にとつては英米の對ソ援助の實効が豫期に反して薄弱なものであり種々の不滿が存するとはいへ、之等同盟國との關係を愈々緊密ならしめることが最も重要なことであり、その目的に向つて外交工作を續けてゐる譯である。

たゞ英米とソ聯との關係は大東亞戰勃發以前とその後とは大いに趣きを異にしてゐる。大東亞戰以前に於ては英米ソ間には英米の物質的對ソ援助を主とする對獨共同戰線結成のみが中心的問題であつたのだが、大東亞戰の開始により、ソ聯と同盟關係にある英米が日本と交戰狀態に入つたにも拘らず、ソ聯は日本との友好關係を維持して、對日戰には參加せず中立を守るといふ複雜微妙な立場に立つに至つたのである。獨伊と戰つてゐるソ聯を、獨伊と締盟關係にある日本と相爭はしめようとする米英の謀略はすでに久しく行はれ、今も更に執拗に續行されてゐる。ルーズベルト、チヤーチルの希望は一にソ聯を對日戰に驅り立てることである。たゞスターリンはルーズベルト、チヤーチルの身勝手な要求に踊らされて自國の生命を賭するほど愚かではあるまい。

英米とソ聯との關係は對獨戰遂行に關するのみでは完全に融合してゐるとしても、日本との關係を考慮して今後益々複雜な展開をなしてゆくのは自明であり、わが國の嚴重監視を要するものである。

それ故大東亞戰以後のソ聯外交の最も注目すべき點は第一に大東亞戰爭の介入を避けること、第二に英米をして對ソ物質的援助を强化させるのみならず對獨第二戰線を結成させようと狂奔してゐる點にあるであらう。

第二章　獨ソ戰以來のソ聯外交

次に獨伊の制壓下にある歐洲諸國への外交工作に就て云へば、反獨戰線の組織を主眼とするもので各國に於ける反獨共産運動の煽動、特に佛蘭西に於ける共産運動、バルカンに於ける反獨スラヴ民族團結企圖を特徴とし、又チエッコ、ド・ゴール、波蘭の各亡命政府との連絡を主點としてゐる。しかしその成果たるや言ふに足りず現在まで何等重要な展開を示してゐない。

以下それ等のソ聯戰時外交について各項に亘つて調べて見よう。

二、獨ソ兩國の宣戰布告

一九四一年六月二十二日午前四時獨逸軍は突如怒濤の如くソ聯領に進入し、獨逸外相リッペントロップは同日午前三時にベルリンに於てデカノゾフソ聯大使に、モスクワに於てはシューレンベルグ獨逸大使よりモロトフ外務人民委員に對ソ攻撃開始の通告文を手交した。ここに於て第二次歐洲大戰に一轉機を劃する獨ソ開戰の幕は切つて落され、リツペントロップはラジオを通じ對ソ宣戰の布告を全國民に傳へ、同日モスクワに於てはモロトフが午後零時十五分より同じくラジオを以てソ聯國民に對して「本日午前四時獨逸軍はソ聯邦に對し事前に一片の抗議も行はず宣戰の布告も行はず我國を攻撃し來つた。我國に對するこの攻撃は文明諸國民の歷史にその類例を見ない背信行爲である。ソ聯邦に對する攻撃が既に開始された現在ソ聯邦政府はその攻撃を撃退し獨軍を我が祖國の領內より放逐すべき命令を我軍隊に下した。正義は我等の側にあり、敵は必ず粉碎され、勝利は我等の上にあらん。」といふ意味のことを述べて國民を鼓舞鞭撻してゐる。これより軍事行動と並んで外交戰も火花を散らして行はれることとなつた。全歐露に戒嚴令を施行し全國民のラジオ受信器を沒收して外國の宣傳戰を防ぎ新たに情報局を設けて黨政治局員候補シチルバコフを局長に、外務人民委員次長ロゾフスキーを次長に任命し、戰況その他の發表を行ひ同時に對外宣傳に當らせることとした。六月二十八日第一回の外國新聞記者團との會見を行ひ戰況及び政府の態度を發表したが、その口吻には赤軍の立直しにより獨軍を擊滅するとの滿々たる自信を含んでゐた。三十日には前篇でも述べた通り國家防衛委員會を設置しスターリン自ら議長に乘出し、モロトフを副議長に、ウオロシロフ元帥、ベリヤ及びマーレンコフのスターリン幕下の三巨頭を委員に夫夫任命して戰時ソ聯の最高統帥機關を結成し、七月三日にはスターリンは國家防衛委員會議議長の資格で自らラジオを通じて危機ソ聯全土を掩ふとの演說なし「獨逸の攻撃に

對して赤軍、海軍並に全ソヴイエト國民は國土の寸尺をも固守し、最後の血の一滴に至るまで我が都市農村の爲に奮闘せねばならない。國民の全力を以て敵を粉碎せよ、我々の勝利の爲に前進せよ」と國民を激勵し、同時に「我が祖國の自由の爲の我々の戰爭は歐米諸國民がその獨立と民主主義的自由の爲の闘爭と合流するであらう。これはヒツトラーのファシスト軍隊に反對して自由の爲に立上つた諸國民の統一戰線となるであらう」との意味を述べ巧みに所謂民主主義陣線を味方に引入れんとして伏線を敷いてゐる。

三、英米との接近

先づ從來の英ソの關係を見るに、現狀維持に汲々としてひたすらその現有する利權を失はざらんと努める資本主義的帝國主義の英國と世界赤化を呼號して希望を將來に繋ぐソ聯とは根本的に相容れよう筈がなかつた。ただ時として歩み寄り一時妥協の色を見せるのは英國の傳統的政策たる現實主義によるものに外ならなかつた。

ドイツが猛然とベルサイユ體制を蹴飛ばしてその復興目覺しきものあるや、現狀維持派の巨頭英國は「夷を以て夷を制す」の政策を採りしきりにソ聯の機嫌をとり出した。しかしソ聯は英國の使嗾の手には乘らず寧ろ漸次對獨接近の道を辿り遂に獨ソ不可侵條約の締結を見るに至り英國は外交的に完全に敗北した。

しかしながらその後も英國はクリップスを駐ソ大使としてソ聯に送り懸命に英ソ關係の打開に狂奔してゐたのである。

そこへ突如百八十度の轉換をなして獨ソ戰が勃發した。手を叩いて狂喜したのは英國である。夜に日をつぐ英本土爆撃に脅えてゐた英國は辛うじて一息をつき、この時とこそばかりソ聯懷柔のあらゆる手段を弄し始めた。彼等にとつては所謂ドイツと戰ふものは惡魔といへども味方なのであつた。あれほど頑固なソ聯反對のチヤーチルも手の平をかへしたやうに英ソ同盟を稱へ、對ソ援助の方針を明かにした。ソ聯にしても勿論破滅の危機に際しては藁にもすがりたく英國の誘ひに應じドイツの猛攻といふ共通利害の前にここに共同戰線を張ることとなつた。

その具體的の現れとしては先づ英國は一九四一年六月二十七日クリップス駐ソ大使と共にマクファーレン陸軍中將を團長とする軍事使節團とローレンス・カドベリーを團長とする經濟使節團

とを空路よりモスクワに送り、ソ聯側からも七月八日參謀次長ゴリコフ中將を主班とする陸海空軍の代表者から成る軍事使節團をロンドンに送つた。七月十二日には早くもモスクワに於てモロトフ外務人民委員とクリップス英國大使との間に軍事協定が成立した。

その内容は大體

（一）英ソ兩國政府は現在遂行中の對獨戰爭に於て相互にあらゆる種類の援助並に支持を與ふ

（二）英ソ兩國政府は戰爭繼續中兩國相互の同意なくして休戰又は平和條約に關する交渉を行ひ又之を締結することを得ず

（三）本協定は批准を要せずして卽時効力を發生すること

を約したものである。

八月十七日にはモスクワに於てミコヤン貿易人民委員とクリップス英國大使との間に交渉中であつた英ソ新通商協定が成立し、英國はソ聯に對し一千萬磅の借款を貸與することを應諾した。この協定によつて英國はソ聯にゴム、錫、羊毛、皮革、ジュート麻、シエラック塗料等を供給し

之に對しソ聯は英國にプラチナ、麻、亞麻、マンガン、グリセリン、木材等を供給することになつた。

九月上旬には英國の戰鬪機をソ聯に供給し、九月中旬にはほんの申譯ながら英空軍の數個中隊もソ聯に到着した。

一方積極的に英國援助に乘出して來た米國も勿論ソ聯援助政策をとり、六月二十三日ウェルズ國務次官はソ聯に對する物質的援助を表明したためソ聯はロンドン滯在中のゴリコフ中將及びレピン工兵大將等の軍事使節團を直ちに米國に訪問せしめ、七月二十六日にはウェルズ國務次官と會談し物資の購入、米國製軍需資材の供給を出來るだけ速かに實現する樣要請せしめた。米國側も亦フイリップス・フエイモンヴイル大佐一行を軍事使節としてソ聯に派遣し、同時にルーズヴエルト個人の代表として訪英中のホプキンス武器貸與計畫局長官及び軍事顧問二名をモスクワに派遣し、七月三十日ホプキンス一行は駐ソ大使スタインハートと共にスターリン人民委員會議長と會談し、米國の對ソ積極的援助を確約した。

八月二日には從來の米ソ通商協定は一箇年延長されその公文が交換された。

その内容は大體

（一）米國政府はソ聯政府及びその代表機關が國家防衞の爲に緊急必要とする物資を米國に注文する場合、最も友好的なる考慮をなし、ソ聯の注文に優先權を附與す。

（二）米國國務省は無制限に輸出許可證を發行する。

（三）米國政府はソ聯向け海運運行の圓滑を期する爲に米國海運實施委員會の便宜供與を出來る限り擴張してソ聯の要求に添ふべく好意的考慮をなす。

ことを約したものである。

次いでルーズヴェルト、チャーチルの洋上會談後、八月十五日兩國政府はスターリン宛共同書翰を送り、對ソ軍需品の供給を約し、種々の打合せの爲モスクワに於て英米ソ三國會議の開催を提議した。尙外に先に米國政府に於て可決された援英、援蔣武器貸與法に基づく七十億弗供給の追加額として前回同樣七十億弗が可決されたが、この追加額の中には對ソ援助分も含まれてゐる旨發表した。

ソ聯側は三國會議は勿論願ふ所であり、三國共着々その準備を進めた。

三國會議を前にして九月十七日に米國融資長官ジョーンズは駐米ソ聯通商代表部に對し一億弗の貸與契約を締結した旨發表し、又米國財務長官モーゲンソーは對ソ軍事援助に要する一千萬弗のクレヂットを國務省の承認を得て供與したと公表し、ルーズヴェルトは援ソ、援英武器貸與豫算の追加額五十九億八千萬弗の承認を求め議會に敎書を送つたといふ見た目には中々盛り澤山の御馳走振りであつた。

さて愈々九月二十九日より十月一日までモスクワに於て鳴物入りで賑かに三國會議が開かれた。ソ聯側代表はモロトフ外務人民委員を首席代表とし、ウオロシロフ元帥、ミコヤン外國貿易人民委員、マルイシエフ中型機械製作工業人民委員、クヅネツオフ海軍人民委員、シヤフーリン航空工業人民委員、ヤーコヴレフ砲兵局長官等であり、米國側代表は團長アヴァレル・ハリマン國防生產管理局資材部長以下、團員はベーンズ少將（武器貸與計畫局員）、ジョージ・ブレット少將（陸軍航空隊長）、ウイリアム・スタンドレー提督（元海軍作戰部長）、ウイリアム・ブラット（國防生產管理局生產部次長）の五名であり、英國側代表はビーヴァブルック軍需相を首席代表とし、團員はメーソン・マクファレーン陸軍中將、G・J・A・マイルズ海軍少將、A・C・コリアー空軍少

將、H・Hバルフオア軍需次官、イスチングス・イズメー陸軍少將、G・Nマクレデイ陸軍少將の六名である。

モロトフの司會の下に議事に入つたが、會議の內容は政治的なものではなく、單に對ソ軍需品供給に關する技術的會議に終始し、陸軍、空軍、原料資源、運輸、保健の六委員會を構成し十月三日までに各委員會より報告書を提出せしめることに決定した。會議終了の際發表されたコンミュニケによると、要するに（一）英米は軍需品供給に關しソ聯の軍官兩當局の如何なる要求にも應ずる。（二）ソ聯は英米の必要とする原料（主としてマンガン等）を大量に供給し、その輸送方面についても十分檢討するといつた程度で、その結果は頗る貧弱なものであつた。

三國共自國の利害關係に執着し各々他を利用せんとするに止まり、英米の援ソ政策なるものの實體は掛聲の大きいのに比して頗る眞實性を缺き、その內容は乏しいものである。

尙米國は最初浦鹽より援ソ物資を送る計畫であつたが、我が近衞內閣の「米國の浦鹽經由援ソ物資の供給に對し帝國は無關心たる能はず」との聲明に會つた。他の輸送路としては北方ムルマンスク、アルハンゲリスク經由と、イラン經由の通路があるがその輸送可能量は何れも大したものではない。

十一月六日にはルーズヴェルトは武器貸與法に基きソ聯に對し十億弗の借款を供與する旨發表した。しかしながらその後日本並に獨伊の對米英宣戰布告の結果は米英兩國の援ソ物資の輸送は極めて困難な狀況に陷つた。

要するに英米の對ソ援助はたゞ自國の勝利獲得の爲にソ聯を犧牲にするものである。獨軍の猛攻によりモスクワが危殆に瀕した頃、スターリンは一九四一年十一月七日にソ聯革命二十四周年記念祭の席上一場の演說をなし、その中特に「英米兩國は聯合してソ聯援助の爲に西ヨーロッパに上陸して西部戰線を形成して獨逸打倒の爲に奮起せよ」といふことを強調し東部戰線を救ふ唯一の道は英米の歐洲大陸上陸大攻勢にありとして切りに英米の蹶起を要望したが英國は到底大陸上陸作戰をとり得る實力もないからではあるが、自國を犧牲にしてまでもソ聯援助に乘出す氣持は毛頭なく、その上援ソ物資の供給すらはかばかしく行かずソ聯の英米に對する不滿は募つて行つたのである。

又米國側でも十二月十四日スチムソン米陸軍長官がソ聯政府に對し米國觀戰武官の獨ソ戰線派

遣方を要求した所、ソ聯政府ににべもなくこれを拒否され非常な不滿を抱いたことがあつた。

大東亞戰爭が勃發するや、緒戰に致命的大敗を蒙つた米英は援ソ所か遂にソ聯の援助を受けて戰爭を有利に展開せんと狂奔し、米國は對日攻勢の一環としてソ聯を抱きこまんとしてルーズヴェルトは駐米ソ聯大使リトヴィノフを動かして對ソ援助の強化を口實として對樞軸大攻勢について協議した。

リトヴィノフは十二月二十三日得意の親英米的媚態を表示して大東亞戰爭によつて戰爭は完全に世界的規模に擴大されたので、ワシントンに米英蘭ソその他聯合國の軍事會議を創設する必要がある。」と聲明してゐる。

ところがそのリトヴィノフですらその後一九四二年二月二十七日に、

「獨軍を壞滅せしめるには遠くかけ離れた二箇所又はそれ以上の戰線に於て同時に積極的攻勢を開始することが是非必要である。

獨軍の春季攻勢は勝利か敗北かを決定する最後的努力であらう。ソ聯は米英の援助を極度に必要として居り、聯合國側の中に徒に手を拱いて何等なすことなき艦隊、軍隊があつてはならない。歐洲の東部戰線では決定的戰鬪が行はれてゐるのに西部戰線では立派な裝備を有する軍隊が何等行動しないとしたらそれは無用な軍隊であり、東部の戰鬪が終了してから、この軍隊が手を出してもそれは既に手遲れといふものだ。」

と米英の對ソ援助の消極的なことを非難して泣言をならべてゐる。

リトヴィノフのこの言はとりも直さず米英が只自國の爲にのみソ聯を利用せんとしてゐることに對する怨言である。

一方英國は英國でチャーチルが自ら渡米してルーズヴェルトと會談し對日、對獨共同戰線の結成の打合せをする一方、イーデン外相はモスクワに飛び、ソ聯を大東亞戰線に引込まうとあらゆる術策を盡してスターリンを動かそうと試みた。しかしスターリンは獨ソ戰で甚大な痛手を受けて危急存亡の際今更日本を新たに敵とすることの愚なことは十分に承知して居り、容易に動かされなかつた。十二月二十八日のスターリン、イーデンのモスクワ會談に關する英ソ共同のコムミュニケにも「ヒットラー主義打倒の問題につき十分なる檢討を行つた。」と發表されたのみである。イーデンはその目的を遂しないで歸英し、モスクワ訪問の結果に關してラジオ放送を行ひ、たゞ

僅かに英ソ兩國の對獨共同戰線の强化並に對獨單獨不媾和を發表しただけで、會談の軍事的成果に關しては英自治領と協議する必要があるため、最後的決定に至らなかつたとお茶をにごし、東亞問題については全然觸れる所がなかつた。

この會談が何等實質的効果を齎さなかつたことを暴露するものである。

一九四二年一月二十一日英國政府は英國内に於て最近親ソ熱が擡頭し、共産黨が暗躍してゐるため、「國民の一致團結を妨げるもの」といふ理由の下に英國共産黨機關紙デーリー・ワーカーを一ケ年間發禁處分に附したが、この處置は英國議會に於て囂々たる論爭をまき起し、ロイド・ジョーヂも政府のこの處置に對して非難してゐる。

同月十六日英國政府は駐ソ大使スタツフオード・クリツプスを召還し、その後任に駐支大使クラーク・カーを任命したが、スタツフオード・クリツプスの召還はシンガポールの陷落による英國輿論の反政府氣運を一時的に糊塗し、親ソ派の機運をとるためにクリツプスを入閣せしめんとするものであつた。結局二月十九日チヤーチルの内閣改造に際してクリツプスは國璽尚書としてチヤーチル内閣に入つた。

かくてクリツプス、イーデン等の親ソ派閣僚が重要なる地位を占めるに至り、英國の對ソ關係は變貌して從來の消極的對ソ物資援助の代りに對ソ依存の積極的同盟關係に發展せんとする動向を示し出したのである。

二月二十四日のソ聯赤軍建設二十四周年記念日に當り、英國では同夜大々的に記念祭を催し、各都市に大示威運動を行つた。クリツプスもリヴァプールに於て大衆を前に「ソ聯の獨逸に對する勇敢なる闘爭により、英國は將來の英ソ協力に關し大なる義務を感ずる」旨演說してソ聯の御機嫌を伺つてゐる。この頃から英國諸新聞の親ソ的傾向は顯著になり、たとへ米國が反對しても英ソ兩國が同盟協定を結ぶべきであると强調し始めてゐる。

再び米國の最近の狀況について述べると、三月二十七日にはルーズヴェルトはノツクス海軍長官、スチムソン陸軍長官などの數名の政府首腦部に對し、ソ聯への軍需品輸送を圓滑ならしめる爲一切の障碍を除去するやう、强硬な命令書を出してゐる。

又マーシヤル米參謀總長は四月上旬ホプキンス武器貸與局長官と共にロンドンに赴き、チヤーチル英首相、マイスキー駐英ソ聯大使と協議し、ソ聯の要求する武器供給增加問題と歐洲第二戰

線結成の問題について討議したが、後者の問題は不成功に終つた模様である。

四、歐洲各國との關係

獨逸がソ聯に對して宣戰を布告するや三國條約に加盟してゐるイタリー、ルーマニヤ、スロヴァキア、ハンガリー、フインランド等は獨逸側に立つて參戰し、又スペイン、クロアチア、フランスの如くかねてから親獨的な諸國はソ聯と國交を斷絶し或は義勇軍を戰線に送つて獨逸に協力してゐる。

かくして共産主義打倒、歐洲の赤化防止のスローガンを揭げて對ソ反共十字軍が結成され、獨逸を盟主として諸國の協力、連絡が强化されてゐるが、獨ソ戰以來の此等の諸國とソ聯との關係に就てその經緯の跡を辿つて見よう。

一、イタリー

イタリーは獨ソ開戰に關して豫め獨逸より通報を受けてゐた模樣であるが、一九四一年六月二十二日早朝、イタリー政府は駐伊ゴレルキンソ聯大使に對し本二十二日午前五時半よりソ聯と戰

爭狀態に入る旨通告した。その後獨逸よりバルカン占領地域に於ける警備の任を引きつぐと共に七月三日ムツソリーニ首相はローマ練兵場に於て對ソ戰線に派遣する裝甲部隊一萬を閱兵し、裝甲部隊その他を戰線に派遣したのである。

二、ルーマニヤ

ルーマニヤは一九四一年六月二十二日午前零時總動員令を發し、同日アントネスコ將軍が自ら總司令官となり、新聞及びラジオを通じてベッサラビア及びブコヴィナを回復し、共產主義より同胞を救はん、無敵の獨軍吾と共にありとの趣旨を全國に告示し、獨逸軍と共にベッサラビア方面より進擊を開始した。

三、スロヴァキア

スロヴァキアは一九四一年六月二十二日對ソ戰參加を發表し、六月二十四日對ソ進擊を開始した。

四、ハンガリー

ハンガリーは一九四一年六月二十三日ソ聯との關係を斷絶し、次でソ聯より頻々たる空襲を受

けたことを理由に、二十七日午前十時二十分より戰爭狀態に入つた。

五、ブルガリヤ

ブルガリヤは一九四一年七月二十六日に外務省總務長官が駐勃ソ聯公使に對し七月二十三日乃至二十四日に掛けソ聯飛行機數機がロヘチ、プレブナ、ルーシチクス等に爆彈を投下したと嚴重に抗議を申込んだ。

共產黨に對しても峻嚴なる取締を施行し七月十四日には國民議會議員中從來共產主義者と目せられて居た者を逮捕し、九月一日には國內の共產主義者の檢擧を一齊に開始した。

九月十日モロトフ外務人民委員は駐ソブルガリア公使に對し、

「ブルガリア領內及び飛行場に於ける獨伊軍隊及び飛行機の集中、ルシチュク、ブルガス、ブアルナ等に於ける獨伊艦隊の集中、ブルガリア半官紙のソ聯に對する敵意ある態度、九月九日ブカレストに於けるソ聯陸軍武官補佐官狙擊事件等はブルガリアが獨逸と共に對ソ攻擊を準備して居り、又ルーマニヤ同樣黑海よりする獨逸の對ソ攻擊の基地化したることを示すものと認める。ソ聯政府は以上の如きブルガリヤの態度及び行動はソ聯に對し誠實を缺き、ソ聯と平常關係を維持する國家の行動及態度に相應しくなく且つブルガリア及びブルガリア國民の利益と一致せず、ブルガリア政府の注意を喚起する必要があると考へる。」

とブルガリア國が獨軍の基地化したと嚴重に抗議して來たが、ブルガリア政府はこれに對して九月十五日、

「ブルガリア政府はブルガリアが獨ソ開戰前より反ソ的態度をとつてゐたとのソ聯の申分を認めることが出來ない。ソ聯の圖書及びフイルムの禁止はそれがブルガリア國內の公安に反するが爲である。獨伊軍艦の集結及ブルガリア海軍の對ソ戰準備編成等は一部の宣傳に過ぎず、又ソ聯陸軍武官に對する狙擊計畫に對しては何等關知せず、ルセの架橋、ブルガリア內獨軍駐屯はソ聯に向けたるものに非ず、獨の對ユーゴー、ギリシヤ攻略の爲のものである。ソ聯飛行機のブルガリヤ爆擊に關しては確證あり、ブルガリア新聞の反ソ的態度はソ聯側ラジオ及び新聞の態度の結果に過ぎない。刑法の若干改正は防衞を目的とするものであつて反ソ的のものではない。ブルガリア政府はソ聯が誤れる情報に基いてブルガリアを誣することなきやう望む。」

と簡單につつぱねた。

ブルガリアは中立を維持してゐるとはいふものの頗る獨伊側に好意的態度をとつてゐる爲、ソ聯との關係は完全に惡化してゐる。一九四一年三月二十七日ブルガリア政府は緊急閣議を召集し、フイロフ首相はボルシエヴイズムの危險性を强調し、更に獨伊樞軸國と親交關係にある旨表明し、ソ勃關係の緊迫せることを國民に愬へてゐる。

六、フインランド

フインランドは先にソ芬戰爭に於て赤軍の攻擊に對して果敢な反擊を加へ、赤軍の鼎の輕重を疑はしめたことは周知の通りであるが、獨ソ戰が勃發するや、一九四一年六月二十五日ソ聯に對して宣戰を布告し獨逸側に參加する態度をきつぱりと明かにした。直ちにソ聯に對する攻擊を開始し六月二十六日には大統領はラジオを通じて前年ソ芬平和條約締結後に於けるソ聯の對芬侵略政策を攻擊し、今次のソ聯軍フインランド攻擊に對する防禦の固き決心を述べフインランド國民の一致協力して奮起せんことを國民に要望し、六月二十九日にはフインランド軍總司令官マンネルハイム元帥は全軍將兵に對し同じくマイクを通じて激勵の演說を行つた。

七月十九日には滿洲國の正式承認を行ひ、樞軸國友好の意を明かにし、七月二十八日にはフイ

ンランド外務大臣は駐芬英國公使に對して、

「英國政府の執つた措置によりフインランドの貿易は本年六月に至り全然封鎖され、航海及び貿易に關する芬英間の正常な外交關係は事實上停止してゐるのみならず、フインランドは獨逸と共に對ソ戰に參加するの止むなきに至つた處、英國はソ聯と軍事同盟を結び對ソ援助の爲に全力を盡す旨宣言した。右の情勢下に於ては芬英間に正常な外交關係を維持することは困難である。英國政府が議會に於て英芬關係は何時破裂するやも知れずと宣言せるに鑑み、英國に於ても亦フインランド政府と同樣の見解を持するものと認める云々」

との申渡をなし事實上英國との國交を停止する意向を發表した。

芬ソ戰線の戰況は有利に進み九月中旬ハンゲ租借地と數個の島等を除いて大體前年ソ聯へ割讓した失地を恢復した。九月上旬頃より一時對ソ單獨媾和說が流布されたことがあつたがそれは事實ではなく、英米側の策謀宣傳である。

その後英國はフインランドに對し再三對ソ和平を實現するやう强要し、米國海軍委員會の決定したボストン、アルハンゲルスクルートの援ソ物資輸送計畫が發表されるやフインランドに對し

て最後通牒に等しいやうな對ソ和平の勸告をしたが、フインランドはその態度を變へることなく依然として獨逸との協調を保つた。米國も亦遂にフインランドに對して干渉に乘り出して來てソ聯よりも委託を口實とし和平交渉の提議案を駐米フインランド公使ブロコペに手交し、ソ芬兩軍の軍事行動を卽時停止するやう强要した。十一月上旬フインランド各紙は一齊に對ソ戰停止に關する英米兩國の干渉を攻擊し、對ソ戰の目的完遂に關する所信を中外に宣言したのであつた。

十二月上旬赤軍はハンゲ半島より撤退し、フインランド軍はこれを占領しハンゲ市に入城し、尙ムルマンスク、レニングラードの要衝カママキを占領した。このハンゲ半島より赤軍が撤退したことは英國がソ聯に慫慂したからであるとも傳へられ、之によりソ芬和平の機會を作り、北氷洋經由の對ソ援助を容易ならしめんと企圖するものであると言はれた。その後ソ芬戰線は膠着狀態に陷りフインランド軍總司令官マンネルハイムは議會に於て「フインランドは對ソ戰の目的を旣に達成した。」と述べたが、これは決してフインランドがソ聯と妥協するといふ氣持を意味するものではなく、現在カレリヤ地峽に於て赤軍と相對峙し戰鬪を繼續してゐる。

七、スエーデン

瑞典は獨ソ開戰後直ちに嚴正中立の方針を決定したが、獨逸に對し好意的な態度をとつてゐる。一九四一年六月二十六日には一箇師團を超過しない獨逸軍隊がスエーデン領を通過してノールウエイよりフインランドに赴くことに同意した旨を發表すると共に、之は唯一回限りであつてフインランドよりノールウエイへの歸還輸送を含まず、各輸送列車はスエーデン側監督の下にスエーデン國內を直通し、通過時間は四十八時間と定められ、スエーデンとしては主權と獨立を擁護し戰爭の圈外に立つべく努力するものであることを再び聲明したのであつた。

八、デンマーク

デンマークは一九四一年六月二十七日に非交戰國たることを宣言した。

九、フランス

フランスは一九四一年六月二十九日に駐ソ佛大使をしてウィシンスキー外務人民委員代理に對し兩國間の國交斷交の通告を行はしめ、翌三十日にはダルラン副首相が駐佛ボゴモロフソ聯大使に對し、在佛ソ聯外交機關及びその他の機關が安寧秩序に有害な行動をとつたとの理由の下にフランス政府はソ聯との國交を斷交する旨通告し、獨逸と步調を共にすることとなつた。而して直

ちにソ聯關係の資金を凍結しソ聯人を一齊に檢擧した。七月一日にはフランス政府は共產主義撲滅の爲の戰爭に佛國義勇兵の參加を認めると公表した。共產黨に對してもラヴァールの狙撃事件を契機として嚴重なる彈壓手段をとることとなり、フランス政府は先に共產黨が佛國內に張つてゐる反獨的感情を利用してゴーリスト運動を援助する樣指令せる事實あり、今またラヴァール狙撃事件もその使嗾によるものと見做し、且獨軍將校暗殺事件、獨軍占領地域內に於ける鐵道罷業陰謀等が引續き發生し獨佛關係を危險ならしめ、佛國內統一及び一般治安を紊亂せしむるものとして共產黨員猶太人を大量に逮捕し、共產黨取締りに關し峻嚴なる法律を公布し、共產黨三名に對する卽決死刑執行等を斷行した。

十、スペイン及びクロアチア

スペインの現フランコ政府は國內戰當時獨伊兩國の甚大なる援助を受けて居り、且つソ聯には散々苦しめられたのであつて勿論樞軸側に多大の好意を寄せては居るが、種々の複雜なる國內事情により正式に樞軸側に立つには至らず、唯一九四一年七月二日對ソ第一回義勇軍二萬を對ソ戰線に送りその後も更に義勇軍を送つてその好意の實を示してゐる。

クロアチア國も亦對ソ義勇軍を派遣してゐる。

十一、亡命諸政權との關係

ソ聯は獨ソ戰前までは亡命諸政權に對して極めて冷酷なる態度をとつてゐたが、獨ソ戰勃發するや手の平をかへす樣に、ロンドンその他に亡命してゐる被占領諸國の政權の機嫌をとり出し、それを利用して被占領國の住民を操縱して獨軍後方の占領地攪亂を圖らうと策謀した。

（一）チエコスロヴァキア

先づ一九四一年七月十八日にはロンドンに於てソ聯邦とチエコスロヴァキア亡命政權との間に協定を結んだ。卽ちソ聯邦を代表して駐英ソ聯邦特命全權大使マイスキイ、又チエコスロヴァキア亡命政權を代表してヤンマッサリク外相がその協定に調印した。

その協定の主なる內容は

（イ）兩國政府は公使を交換する。

（ロ）ナチスドイツ打倒の戰爭に協力する。

（ハ）ソ聯政府はソ聯領內にソ聯最高司令部の指揮を受けるチエコスロヴァキア國民軍を組織

駐屯することを許容する。

等である。

（二）ユーゴースラヴィア

翌日十九日には前に獨逸に對する親善意思を表示する爲にソ聯から退去せしめた駐ソ・ユーゴースラヴィア公使ガヴリロヴイチを再びモスクワに迎へるといふやうなことも平氣でやつてのけた。

ユーゴースラヴィア亡命政權側も首相シモヴイッチ將軍は英國及びソ聯の御機嫌を伺ふために七月十二日にユーゴーは英國のソ聯援助政策と完全に一致する旨宣言してゐる。

（三）ポーランド

七月三十日にはロンドンでポーランドとの間に協定が結ばれ、駐英ソ聯邦特命全權大使マイスキイとポーランド亡命政權首相シコルスキーとがその協定に調印した。

（イ）ソ聯邦政府はポーランド國の領土變更に關する一九三九年の獨ソ條約は効力を喪失したものと認める。ポーランド國政府は同國がソ聯邦を目標として締結された如何なる第三國との如何なる協定にも拘束されないことを聲明する。

（ロ）ナチスドイツに對する戰爭に於てあらゆる相互援助を行ふ

（ハ）ソ聯政府はポーランドの指揮下にソ聯内にポーランド人部隊を組織することを許容する

（ニ）ソ聯はポーランド軍全捕虜及びソ聯内で適當な理由の下に逮捕された者を釋放する

等と規定した。

この協定に基いて八月十四日モスクワに於てソ聯及びポーランド亡命政權間に軍事協定が結ばれ、ソ聯代表ヴシレフスキー少將とポーランド代表ボグズ・シスコ少將との間に調印を見た。それと共にアンデルス大將がソ聯領内ポーランド軍司令官に任命され軍の編成に着手した。九月十三日にはこの協定に基いてソ聯政府は全ポーランド兵捕虜及びその他の拘禁中のポーランド人に對して大赦令を發し、新ポーランド大使もモスクワに着任した。その後十二月二日亡命ポーランド大統領シコルスキー將軍はモスクワに赴き、三日夕刻クレムリン宮にスターリンを訪問し約二時間に亘り會談を行ひその席上にはソ聯側からモロトフ外相、ポーランド側からはコット大使、

アンデルス總司令官が參加して協議を遂げ、翌四日兩者間に友好相互援助條約を結び、共同宣言調印を行つた。その結果イラン駐屯のソ聯軍の內にはポーランド軍が編入されてゐると言はれる。

（四）ノールウエイ、ベルギー

尙ノールウエイ亡命政權とは八月廿日、ベルギー亡命政權とは八月七日に、ロンドンに於て各各協定を結んだ。

（五）ド・ゴール政權

所謂「自由フランス」とは九月二十六日にロンドンのソ聯大使館に於てマイスキー駐英ソ聯大使とド・ゴール國民委員會委員長とが會談しソ聯及び「自由フランス」との關係確立に關する覺書を交換した。これによりソ聯政府はド・ゴール將軍を自由フランスの指導者として承認した外、これに對する援助、戰爭終了後の問題等につき諒め約束したのであつた。一九四二年一月三十日にはド・ゴール政權はプチ將軍を首班とする軍事使節團をモスクワに派遣することに決定した。

五、西亞諸國との關係

一、イラン

イランは一九四一年六月二十六日中立を嚴守する旨獨ソ兩國に傳達してその立場を明にしたが、獨ソ戰況が獨逸に益々有利となりソ聯の南部方面の主要都市が續々と獨逸軍によつて占領されたので、ソ聯はシリヤ方面の英軍と連絡を通じ、武器輸送路を獲得し又コーカサス方面を防衛する爲にどうしてもイランを手に入れる必要を感じ、先づ英國と共同して數次に亘りイラン政府に對し在イラン獨伊人を退去せしめることを要求してイラン侵入の口實を作り始めた。

イランは樞軸國に好意を有して居りこの申出を拒絶したので、得たりとばかり八月二十五日朝モロトフ外務人民委員は駐ソイラン公使マホメット・サエドに對し、

「ソ聯は自衞の爲一九二一年條約の第六條に基きイラン國土に一時的に自國軍隊を進駐する權利を行使するの止むなきに至つた。ソ聯政府が行使する軍事的手段はイラン國內に於ける獨逸人の敵性行動により達成された危險に對してのみ專ら向けられたもので、決してイランの領土及び國土の獨立に關して何等野心を有するものでない。」

との覺書を手交した。

ソ聯と軍事協定を結んでゐる英國政府も同日同じくイラン國に英軍を進駐せしめるに至つた事情を記述した覺書をイラン政府に通牒した。

同日英ソ兩軍は遂にイランに侵入し南北からテヘランに向つて攻撃した爲、僅か四日でイラン内閣は總辭職し、アリ・フルギ新内閣が成立し、新政府は八月二十八日英ソ兩軍と停戰し九月九日に至つて

（一）イラン政府は獨、伊、羅、洪各國公使館を撤退せしめ、獨逸居留民を英ソ兩國政府に引渡し、今後獨逸人のイラン入國を許可せず。

（二）イラン政府は中立を維持し、對獨戰に於て英ソ兩國に損害を與ふるが如き行動を採らず。

（三）イラン政府は英ソ兩國の商品及び軍需品の自國領通過を阻害せず、鐵道、道路、航空路によつてその輸送を援助す。

等を主とする協定を結んだ。

これによつてソ聯はイランのバンデルシャープル經由による援ソ物資補給路を一應獲得することが出來たのであつた。

この失敗の爲イラン國王レザー・シャー・パハレヴィは病氣を理由として九月十六日退位し、皇太子モハメッド・パハレヴィが即位したが、輿論は依然として潜行的に獨逸側に好意を有し現狀に頗る不滿を抱いて居り、國内には反ソ暴動が絶えず、國内經濟活動も殆んど休止狀態を呈してゐるといはれる。

一九四二年一月二十九日英ソ兩國とイラン新政府との間に昨秋來噂されてゐた三國同盟條約が締結された。

同條約の内容は、前文に於てチャーチル、ルーズヴェルトの大西洋憲章の原則に基くものであると述べた後、

（一）英ソ兩國はイランの領土保全と獨立を尊重す

（二）英ソ兩國はイラン國王と同盟を締結す

（三）英ソ兩國は一切の侵略に對しイランを擁護す

（四）戰爭終了後六ヶ月經過した後英ソ兩國軍隊はイラン全土より撤退す

（五）本條約は英ソ兩國軍のイラン撤退まで有効とす

（六）イラン政府は英ソ兩國と友好關係にあらざる如何なる國家とも外交關係を維持せず

（七）附屬協定

イ、英ソ兩國はイラン國軍隊に對し第三國に敵對行爲を執ることを要求せず

ロ、イラン國の必要に基き英ソ兩國が行ふことあるべき施設に對しイランにその經費を負擔せしめず

と規定したが、事實上イランは英ソ兩國に隷屬する結果となつた。

英ソ兩軍はイランに進駐以來、一歩でも有利な立場を占めようとして早くも勢力爭ひを始めてゐたが、三月中旬英軍が印度防衞の爲引揚げたのを奇貨としてイラン駐屯ソ聯軍は南部イランにまで進出した。又三月十八日には英軍との了解の下に首都テヘランに進駐してゐる。

イラン南部に進出したソ聯軍はイラク國境にも大部隊を集結し、この方面に獨逸軍が攻勢をとる危險があるとの名目の下に英軍の勢力圈を逐次蠶食しつつあるが、一方アフガニスタン國境にも大軍を集結中といはれ、これは英國側の要請による英印會談及びアフガニスタンの反英運動牽制のためであると見られてゐる。

二、トルコ

トルコは獨ソ戰が勃發するや六月二十三日「獨ソ開戰によつて生じた新情勢に鑑み中立を宣言することに決した」旨中外に發表し、駐ソトルコ大使ハイダル・アクタイをして外務人民委員部に對してトルコは中立を嚴守する旨通告せしめその態度を明にした。

元來トルコは歐亞の橋と呼ばれる軍事上頗る重要な地位を占めて居りその向背は獨英ソに莫大な影響を及ぼすものである。それ故トルコに對する獨英ソの外交戰は劇甚を極めてゐる。

先に獨ソ間に不可侵條約が結ばれモロトフ外務人民委員がベルリンを訪問した時、モロトフはソ聯は事態の如何にかかはらずダーダネルス海峽の自由航行を保護する爲にダーダネルス海峽及びボスポラス海峽の重要據點を要求せざるを得ないが、獨逸はこれを認めるかどうかと尋ね、これに對してヒットラー總統は獨逸は常に黑海接讓國の利益の爲にモントルー條約を改正することは欲してゐるが、海峽の據點をソ聯が占領することは承認出來ないと答へた。

これは對ソ開戰に際しヒットラー總統が國民に對する布告の中で述べてゐることであり、開戰の一つの理由としてこのソ聯の野心を擧げてゐる。

ソ聯側ではこれに對してモロトフが、開戰當日この事實を否定し、更にその後八月十日在土ソ聯大使はトルコ外相に對し、

「ソ聯政府はモントルー條約に忠實にして何等の侵略的意圖を有せず、トルコの領土不可侵權を尊重し、同時に歐洲の一國よりトルコが攻擊を受けたる場合英國と同樣一切の援助を與ふる用意あり。」

と通告した。

同日英國大使もトルコ政府に、

（一）英國政府はモントルー協定に對する忠誠を確認し英國政府がダーダネルス海峽に對して何等の侵略的意圖乃至要求を有せざることを言明す

（二）英國政府竝にソ聯政府はトルコ共和國の領土保全を嚴守すべく萬全の用意を整へ居れり

（三）戰爭回避に關するトルコ政府の要望は英ソ兩國政府もこれを十分了解し居り、英ソ兩政府は歐洲の一國より攻擊を受けたる場合にはトルコに對し全幅の援助を送る用意あり等を主とする申入れを行ひ、英ソはトルコに對して共同してその觀心を買ひつつも恫喝の色を示してゐるのである。

トルコ自體としては獨英ソの戰爭の渦中に捲き込まれず嚴正中立維持を念願として外交工外を續けて來た。しかしながら戰局の進展に從つて軍事上の重要な地位を占めるトルコの中立といふものは許されない狀態に迫つて來た。

英ソ兩國はトルコを抱込んで獨逸の攻勢に對する楯としようとしてあらゆる術策を盡して狂奔して居るが、トルコは英ソの策謀に乘ぜられることなく頗る自重して居り、一般の輿論は親樞軸に傾いてゐる。フランツ・フオン・パーペン駐土獨大使狙擊事件の如きもその背後にソ聯の魔手が動いて居りこれによつて獨土間の關係を惡化せしめようと圖つたものであつた。然るにその企圖は反つて逆の結果を生じ一九四二年二月二十四日トルコ政府が駐土ソ聯領事館に手入れした結果との事件はソ聯の策謀であると發表したので俄然ソ土關係は緊張するに至つた。

又三月十八日トルコ政府は三十名のソ聯共產黨員及びアンカラの共產主義學生を大量檢擧し、東部國境方面カルスのソ聯領事館閉鎖を行つてゐる一方、トルコ軍の主力を東部國境に集結してソ聯の進攻に備へてゐる狀態である。

四月中旬に入つてトルコ東北方のアルメニヤ國附近でソ土兩軍の衝突事件があつた模樣であるが、兩國政府ともこの事件に就ては發表を差控へてゐる。

更に四月二十日トルコ政府はソ聯新聞がパーペン事件公判に關聯してトルコに對し攻撃的論調をとつてゐるのに對して强硬な抗議を提出した。

このやうにソ土關係は惡化する材料のみが出てゐるが、一方トルコの親樞軸色彩は種々の點から見て益々濃くなつて行くやうに見受けられる。

六、對支關係

對支關係といつてもソ聯と國民政府と交涉がないことは勿論であつて、專ら重慶政權及び中國共產黨との關係を意味するものであるが、中國共產黨はコミンテルンの流れを汲みソ聯より他に賴るべき支柱を持たない所からソ聯の行動は無條件に承認しその機嫌を損ねないやうに汲々として居り、獨ソ戰に當つてもいち早くソ聯擁護の態度を明かにし、大東亞戰爭に際しても「ソ聯が對獨反抗に主力を注ぐことが結局反樞軸陣線の最後の勝利を齎らす重大要素である」といふ意味

のことを述べてソ聯が對日攻撃に加はらず對獨戰に力を注ぐことを辯護してゐる。

又重慶政權は日支事變を有利に導く爲に極力ソ聯を利用しようと焦つてゐるが、ソ聯は自國の危機を控へて日本と紛糾を來すが如きことは飽くまで避けて居り英米ソの三國會談に際しても日本を刺戟することを惧れて蔣介石側の出席要望を拒否した位であつた。

支那事變の當初は所謂西北ルートを通じてソ聯の援蔣物資も送られて來たがソ聯は現在對獨戰に死力を盡して居り、蔣介石や中共援助どころではなく、現在彼等に對する實際の援助は殆んど言ふに足りない。

一九四二年一月中旬重慶駐劄ソ聯大使パニューシキンは重慶に歸任したが、彼は蔣介石が要請したソ聯の重慶援助に對しソ聯政府は決定的な回答を與へなかつた旨重慶政府に傳達したといはれる位である。

二月二十三日重慶政權はソ聯政府に對し、國際情勢の激變に對處し精神的合作より一歩前進して兩國が軍事的合作を圖るべきであると長文のメッセーヂを送つたが、何と言つたところでソ聯の援助强化を哀願した泣言に過ぎない。

七、對日關係

ソ聯の危機に際會して日本と紛糾をかもす如き愚はスターリンも萬々承知して居り極力日本を刺戟しないやうに努めてはゐるが、その態度は甚だ警戒的であつて東亞に於ける日本の態度、日米會談の經過等に就いては常に十分の注意を怠らなかつた。從つて一九四一年度は從來の如き北洋漁業に於ける紛糾、ソ滿國境紛爭事件等は殆んどなく、ソ聯當局は日ソ不可侵條約の締結によつて兩國間に不祥事の發生するが如きことはないと屢々繰返して言明してゐた。十一月十七日帝國臨時議會に於て東鄕外相は北方に於ける帝國の態度は不變であると聲明したが、ソ聯はこの聲明を頗る歡迎し日ソ中立條約の不變と兩國の友好關係を强調した。十一月から十二月初旬にかけて日米會談が續行されてゐた頃もソ聯情報局次長ロゾフスキーは外人記者團との會見に於て日ソ關係につき「日ソ中立條約の外に兩國關係を律するものはない」と常に繰返すばかりであつた。

大東亞戰爭が勃發するやソ聯は公式には日ソ中立條約を嚴守すると聲明しつつも、米英と協定を締結してゐることとてソ聯の各紙は米英側の報道を揭載して、時には反日的言辭を弄し、獨逸軍の東部戰線休止聲明直後の十二月十二日には黨機關紙プラウダは始めて「太平洋に於ける戰爭」と題する社說を揭げ日本の行動を誹謗する論評を行つてゐる。

一九四二年に入つて、一月二十一日東鄕外相は第七十九議會の外交演說で日ソ關係に就て「帝國とソ聯邦との關係はその後何等の變化を見ないのであつて、兩國國交は依然中立條約に依つて律せられるのである。從つて、最近ソ聯と米英兩國との話合の結果として種々のニュースが傳へられてゐるが、此等の事柄も中立條約に依つて律せられる現在の日ソ關係には何等影響あるべき筈はないのである」と述べ日ソ兩國の友好關係を表明したが、同日東條首相は「北方方面は目下靜謐を保つてゐるが、この方面の軍は日夜諸般の猛訓練に精進し、もつて有事卽應の態勢に間然する所がない」ことを確信的に斷言した。

外相と陸相との二つの演說はこれを一體として受取ることに依つてソ聯に對するわが絕對方針の基調を知ることが出來るのである。

この日本の嚴然たる態度に對應するソ聯側の態度は公式には一月十三日ロゾフスキー情報局次長が外人記者團との會見に於て現在の日ソ關係はどうかとの質問に對し日ソ中立條約以外に日ソ

關係を律するものは何もないと答へたことによつて窺ひ知ることが出來よう。

また非公式ではあるが、最近のソ聯紙に表れた對日論調を調べることによつてソ聯の對日關係に對する一般的見解を觀ることが出來る。

大東亞戰勃發當初、日本の實力を過小評價し、上記プラウダ社說のごとく反日的傾向を帶びてゐたソ聯紙の論調はその後、南方に於ける日本の赫々たる戰果と不動の國力を示されたために漸次愼重となり、論調も轉換して來た。十二月三十日のソ聯政府機關紙「イズベスチヤ」は「ソ聯は目下直面しつゝある軍事經濟の各情勢に鑑み、獨ソ戰以外の戰線に參加することは現在のところ考へられないことである。ソ聯今後の對東亞方針はあくまで日本との中立條約を基調として遂行せられるであらう」と述べてゐる。

一九四二年一月二十五日、プラウダ紙は大東亞戰爭に關する戰況記事で、マレー、ラングーンの危機を特記し、漸く米英側の不利を認める樣になつてきた。

一月三十一日衆議院に於て岡外務次官はソ聯領に於けるわが利權企業の現狀に關して「昭和十一年からソ聯側の壓迫が加重され、爾來之が除去のために交涉努力して來たのであるが、獨ソ戰開始以後は狀況は次第によくなり、現在は平穩である。」と發表した。

二月二十八日建川駐ソ大使は更迭し、佐藤尙武氏が駐ソ大使に新任されることに決定したが、佐藤新駐ソ大使の任命につきソ聯紙は大使更迭の事實を大きく報ずるのみで一切註釋を加へてゐない。たゞソ聯消息筋は佐藤大使の新任が日ソ關係に新時代を劃するものであり、日ソ關係を惡化せしめんとする第三國の策謀は一掃され今後の日ソ國交に關する廣汎なる原則の再確立をみることとならうと云つてゐる。

三月二十日、近く歸國する豫定の建川駐ソ大使とヴイシンスキーソ聯外相代理との間に懸案中の日ソ漁業條約第七次暫定協定が締結された。兎角いぶかはれてゐた日ソ友好關係が玆に一應具體的に確認された譯である。

四月十三日、日ソ中立條約締結滿一周年に當る此の日、プラウダ紙は同條約に關する社說を掲げ、ソ聯の態度を表明した。

十月革命以來日ソ關係は非常に重大なる試練の下に曝されてゐたことは何人も知る處であるが、之等の試練を經て一九四一年四月に至り日ソ兩國は遂に中立條約を締結するに至つたので

ある。

一九四一年には中立條約を締結せる兩國に直接關係ある重大な出來事が疾風迅雷的に起つた。卽ち獨逸はソ聯に攻撃を開始し、又日本は英米と太平洋戰爭を行ふに至つたのである。一九四一年十二月十一日に至り日獨伊三國は新三國條約を締結し、かくて日ソ中立條約は又もや試練の前に立たされたのである。日ソ條約實施第二年目に入るに當り我々は極めて複雜怪奇な世界情勢の中にあつて尙この中立條約は積極的な役割を演じその効果を擧げてゐることを强調しなければならない。

第三章　ソ聯の戰時財政經濟

第一節　財政概說

一、概說

軍事、外交方面の急迫せる空氣と共にその財政經濟面にも濃厚な戰時色が盛り上つてゐる。尨大なソ聯の財政經濟各般に亘つて解說することは本書の目的とする所ではないが、現在のソ聯の財政現象を擧げるに當つて一應簡單にその概貌を調べて見よう。

ソ聯といふ國は一口に言へば國家自身が一つの大きな企業である。ソ聯邦の凡ての經濟活動の最高權力といふものは國家が一切握つて居り、資本主義諸國のやうに個人の自由な意思に基づく活動は殆んど認められない。生產、分配、消費の各部門に亘つて國家が統一的な計畫經濟政策を行つてゐる。

ソ聯邦憲法第一條に「公共の富の增大、勤勞者の物質的、文化的水準の向上及びソ聯邦の獨立の强化並に國防力の强化」といふことを擧げて、この目的の爲に國家が一切の計畫經濟政策を押

し進めてゐる譯であるが、その「公共の富の增大、勤勞者の物質的、文化的高上」といふことも勿論ねらつてゐないことはなからうが、實際はソ聯は「及び」以下の「國防力の强化」といふことに國を擧げて全力を盡してゐる巨大なる獨裁國といつていい。この目的の爲には「公共の富の增大、勤勞者の物質的、文化的高上」といふことは壓し潰されてゐる實狀である。

而してその所謂計畫經濟なるものは理想であつてそれが計畫通り巧く行つたかどうかは別問題である。事實未完成のものや色々の失敗が隨分多いのである。が又反面ソ聯があのやうに短期間に化物のやうな巨大な國防力を備へることが出來たのはすべてを犧牲にした國防經濟遂行によるものであることも否めない。

そうしてこういふ計畫經濟を遂行することが出來るやうに憲法によつて

（一）聯邦國民經濟計畫の決定

（二）聯邦單一國家豫算の確認、並に聯邦豫算、構成共和國豫算及び地方豫算に編入される租稅並に收入の確認

（三）全聯的意義を有する諸銀行、農工業機關及企業、並に商業諸企業の管理

（四）貨幣及信用制度の監督

（五）國家保險の組織

（六）借款の締結及貸付許可

（七）統一的國民經濟計算制度の組織

はすべてソ聯邦國家自身が掌握すると規定されてゐる。

このソ聯の計畫經濟に關する最高機關はソ聯邦人民委員會議であつて、同會議が凡ての國民經濟計畫を決定し法律的效力を有する「決定」なり「命令」なりを發して經濟計畫を押し進めてゐるのである。

從つてソ聯の財政も上述のやうな計畫經濟の目的の線に沿つて組み立てられてゐる譯であつて、經濟計畫が綜合的、單一的に組み立てられて居れば、財政もまたそれに適應して綜合的、單一的に計畫されてゐる。經濟計畫が「物の計畫」であり、財政はその「資金計畫」であるといふことが出來る。

それではソ聯の戰費を調達する資金計畫たるソ聯の非常時財政を知るには先づ國家豫算を見る

を便とする。

二、一九四一年度國家豫算

ソ聯邦の國家豫算は

イ、聯邦豫算

ロ、共和國豫算

ハ、地方豫算

の三つから構成されて居り、聯邦豫算は主としてソ聯全聯邦に共通する事項に關する豫算で、共和國豫算は主として共和國の事項に關する豫算である。具體的に言ふと聯邦豫算は全聯邦共通の人民委員部關係の例へば國防なり、外務なりの豫算であり、共和國豫算は共和國の人民委員部關係の例へば教育なり、地方經濟等の豫算である。

地方豫算は州豫算、地方豫算、區豫算、市豫算、町豫算、村豫算等より成り立つてゐる。これは國家豫算から一應は獨立した形式となつてゐる自治的豫算であるが、しかしその財源の大部分は國家豫算に依存してゐるものである。

ソ聯の國家豫算は逐年急激に膨脹してゐるが、一九四一年度の國家豫算は一九四一年二月二十五日から三月一日までモスクワに於て開かれたソ聯邦最高會議第八會期の席上、財務人民委員ズヴェリョフが國家豫算案を上程し、最高會議代議員の協贊を求め、審議の結果極めて僅少の修正の後滿場一致確認され三月一日公布された。それによると、

一九四一年度國家豫算（單位百萬留）

（註、數字はズヴェリョフの豫算原案による。尙修正公布された決定豫算も殆んど原案と同額である。）

歳入總額	二一六、一六一
歳出總額	二一五、三七三

となつて居り、歳出に對して歳入の方が七八八百萬留超過となつてゐる。

一九四一年度のソ聯國家豫算の歳入を各財源別にして一九四〇年度と比較して見ると次の如くである。

（一）歳　入

（單位百萬留）

歳入別	一九四〇年度（非公式資料による遂行額）		一九四一年度		增收	
	總額	比重%	總額	比重%	金額	比率
歳入總額	一七八、〇八〇	一〇〇・〇	三六、一六一	一〇〇・〇	三八、〇八一	二一・四
內譯						
取引税	一〇五、八四九	五九・四	一二四、五〇〇	五七・五	一八、六五一	一七・六
收益税	三一、三四六	一一・九	三一、二五九	一四・四	九、九一三	四六・四
國家社會保險資金	九、一五三	五・一	九、九九八	四・六	八四五	九・三
機械トラクター配給所收入	三、〇〇七	一・一	三、六〇三	一・三	五九六	二九・七
國債	一二、三九七	六・四	一三、三三〇	六・一	一、八三三	一六・一
國民よりの諸税	九、四四三	五・三	一二、四五一	五・七	三、〇〇八	三一・九
其他	一八、八五五	一〇・六	三三、一三〇	一〇・三	三、三三五	一七・二

歳入は一九四一年度は四〇年度に比して全項目に亘つて增加してゐる。これはズヴェリョフの言によれば「社會主義生産の發展、商取引の增加、增税等」によるものである。

尙ソ聯の國家收入に於て注意せねばならない特異の點は國債收入や國民諸税收入（他の諸國に於ける租税收入に相當する。取引税及び收益税は後述する如く他國の租税收入とは違つた性質のものである。）の全歳入に對する比重が非常に小さいことである。例へば國債收入は六・一%、國民諸税收入は五・七%で合計一割二分程度である。

ソ聯の國家收入の主な財源は寧ろ取引税、收益税、國家社會保險資金、機械トラクター配給所收入等の所謂社會化經濟收入である。中でも取引税及び收益税の收入は主要なるもので一九四一年度豫算面に於ては合計七割二分の比重を占めてゐる。

序でに取引税と收益税について簡單に說明すると、兩者共一九三〇年の税制改革の時設けられたものであつて、取引税は國營企業が自分の製品若くは自分の調達した商品を卸賣市場に出す時、一回に限つてその取引高に對し一定率を以て課せられるもので、税率は生産財關係のものは輕く消費財關係のものには重く八〇%以上のものも相當多い。

収益税の方は企業収益（企業蓄積の中から取引税の部分を差引いた殘部）に對し一定率を以て課せられ、その税率は、國家から補助を受けなければならない企業に於ける一〇%から、收益率の高い企業に於ける最高率の八一%までの間と定められてゐる。言はば企業の所得税の如きものである。取引税の方も大體企業所得税と見てよいが、唯その異る點は取引高に對し一定率を以て課せられる點である。つまりソ聯の物價の構成は

物價＝原價＋收益税＋取引税

から成つて居り、收益税は右の「收益」に對して一定率を以て課せられ、取引税の方はこれ等三要素の合計である「物價」そのものに對し一定率を以て課せられるものである。

（二）歳　出

一九四一年度のソ聯國家豫算の歳出を各項目別にして見ると次の如くである。

（單位百萬留）

歳出項目	一九四〇年度（非公式資料による遂行額）	一九四一年度	增加 金額	增加 比率
歳出總額	一七三、二五九	二一五、三七三	四二、一一四	二四・三
一、國民經濟	五七、一一〇	七二、八七五	一五、七六五	二七・六
その内　工業	二七、七六二	三九、一八一	一一、四一九	四一・一
農業	一二、一六八	一三、四五五	一、二八七	一〇・六
運輸及通信	四、六六四	六、五七六	一、九一二	四一・〇
二、社會文化施設	四一、七一三	四七、八〇三	六、〇九〇	一四・六
その内　教育	二二、六八二	二六、六一二	三、九三〇	一七・三
保健	九、三七九	一〇、八九一	一、五一二	一六・一
社會保障	三、〇〇七	三、四六九	四六二	一五・四
三、國防人民委員部並海軍人民委員部	五六、一〇二	七〇、八六五	一四、七六三	二六・三
四、裁判所、檢事局並國家機關	六、七五二	七、一四二	三九〇	五・八
五、國債關係支出	二、七八五	三、三五〇	五六五	二〇・三
六、其他	八、七九七	一三、三三八	四、五四一	五一・六

歳出に於ける著しい特徴は歳出總額の約三分の一、約七百億留といふ尨大な豫算が國防費に充てられてゐることである。一九四〇年度の豫算遂行額五六、一〇二百萬留に比すれば四一年度に於ては約二割七分の增加率を示してゐる。

尙參考の爲各加盟共和國の豫算額を示せば次の通りである。

（單位百萬留、數字は豫算原案による）

露西亞共和國	二四、八三三
ウクライナ共和國	八、二二〇
白ロシヤ共和國	二、一一〇
アゼルバイジヤン共和國	一、〇四八
グルジヤ共和國	一、二二〇
アルメニヤ共和國	五一八
トルクメン共和國	五三一
ウズベック共和國	一、六〇四
タヂック共和國	五八一
カザック共和國	一、七一七
キルギス共和國	四七六
カレロ・フイン共和國	四九三
モルダヴイヤ共和國	四四七
リトソニヤ共和國	八〇一
ラトヴイヤ共和國	八九四
エストニヤ共和國	五一一
合　計	四六、〇〇四

三、ソ聯の公債政策

ソ聯邦の公債發行は新經濟政策を採用した當初の時代に於ては歳入の不足を塡補する目的でなされたのであるが、最近に於ては積極的に國民經濟の發達を促すための資源として產業の各部門

に融資する資金を廣く國民の間から募集するといふ政策をとつてゐた。

獨ソ戰勃發以來は軍費調達の爲に公債を利用し、巨額の公債募集に奔走してゐる。

(一)、過去に於ける公債發行

最近に於けるソ聯の公債發行狀況を知るには、一應過去に於ける公債の發行狀況を振りかへつて見ると理解し易いから簡單に述べて見よう。

ソ聯政府は一九二一年に新經濟政策を採用したが、それと共に從來の尨大な赤字豫算の不均衡を調整し、且つルーブル貨の安定を圖る目的を以て、一九二二年第一回の穀物現物公債を發行し、續いて翌二三年に第二回穀物現物公債と砂糖現物公債を發行した。以後毎年莫大な公債を發行したのであるが一九三〇年には約三七一、五一六萬留に達してゐた。

計畫經濟時代に入つて一九三五年までに發行された公債について見ると、

公債名	發行年月日	發行額(單位百萬留)	一九三六年一月一日に於ける國家の負債額	公債利率
第三回工業化公債	一九二九年七月廿四日	八二九	五七九・七	一割
「五ヶ年計畫の四ヶ年遂行」公債	一九三〇年七月十日	一、三一八	一、〇九一・八	一割
「五ヶ年計畫決定的第三年度」公債	一九三一年六月九日	一、九三四	一、三〇八・四	一割
「五ヶ年計畫完成第四年度」公債	一九三二年六月八日	二、七一八	二、五〇八・二	一割
第二次五ヶ年計畫公債(第一年度發行)	一九三三年五月十四日	三、〇七六	二、八四九・八	一割
第二次五ヶ年計畫公債(第二年度發行)	一九三四年六月十四日	三、四〇二	三、二七一・二	一割
第二次五ヶ年計畫公債(第三年度發行)	一九三五年五月四日	三、九六〇	三、〇八六・九	八分
總計			一四、六九六・〇	

の七種の公債が發行されてゐる。

而してソ聯政府はかゝる高利の公債では頗る負擔を感じる爲に、一九三六年七月以上の七種の公債を一括して、第二次五ヶ年計畫第四年度公債の名儀で低利借換を斷行したのであつた。この公債の期限二十ヶ年、年利四分で、從來發行の公債が期限十ヶ年年利一割乃至八分であつたのに對し、長期低利公債に切り換へた譯で、ソ聯公債政策に於て一轉期を劃したものといふべきである。

尙その後に於ける公債の發行は次の如くである。

	發行年月	發行額面總額	利率
第二次五ヶ年計畫第四年度公債	一九三六年七月	四〇億	四分
國防强化公債	一九三七年七月	四〇億	四分
第三次五ヶ年計畫第一年度公債	一九三八年七月	五〇億	四分
第三次五ヶ年計畫第二年度公債	一九三九年七月	六〇億	四分
第三次五ヶ年計畫第三年度公債	一九四〇年七月	八〇億	四分

（二）第三次五ヶ年計畫第四年度公債

ソ聯政府は一九四一年六月三日第三次五ヶ年計畫第四年度公債の發行に關する決定を發表したが、その發行額は九十五億留といふ莫大な額である。然るにソ聯財務人員委員部の發表によると六月十六日現在の應募申込額は百〇八億三千四百二十二萬九千留に達し發行額を超過するに至つた爲、六月十七日以後の申込を打切つたとのことである。

この公債の條件は從前通り期限二十ヶ年、（一九四一年十一月一日より一九六一年十一月一日まで）利率年四分となつてゐる。

（三）一九四二年度軍事公債

ソ聯政府は對獨戰軍費調達の爲に一九四二年四月十四日に百億留といふ巨額の軍事公債を發行したが、モスクワ發タス通信によるとその應募狀況は非常に良好で四月二十三日には發行豫定額を突破すること二十八億六千八十三萬一千留に達し、財務委員部は四月二十五日以降右公債の募集打切を命令したといふ。

（四）ソ聯の現金物品附富籤發行

ソ聯は對獨戰の軍費調達に苦心してゐるが、その一つの現れとして最近現金、物品附といふ賑かな景品附の富籤を考へ出した。

卽ち財務人民委員部は現金並に物品附富籤債券を賣出し、その收入を對獨戰實施に必要な融資に向けようとしてゐる。

富籤の發行總額は十億留で、額面十留の富籤券を發行し、一九四二年三月一日までに抽籤が行はれる。現金附並に物品附當籤債券數は次の如くである。

現金附當籤債券數

一、四六一、五〇〇本　一八五、〇〇〇千留

物品附當質債券數

二八、五〇〇本　一五、〇〇〇千留

計　二〇〇、〇〇〇千留

現金附富質債券の當質金額は次の如くである。

五〇、〇〇〇留　十本

二五、〇〇〇留　四十本

一〇、〇〇〇留　二〇〇本

五、〇〇〇留　一、七五〇本

一、〇〇〇留　一二、〇〇〇本

五〇〇留　三七、五〇〇本

一〇〇留　一、四二〇、〇〇〇本

物品附富質債券の當質物品は次の如く定められてゐる。

價格五千留の婦人外套　五〇〇本

價格千五百留の銀狐及び北極狐毛皮　五〇〇本

價格千留の絨氈　三、〇〇〇本

價格九百七十五留の金時計　一、〇〇〇本

價格八百留の銀時計　二、〇〇〇本

價格六百留の男子及び婦人衣服一式用布地　三、〇〇〇本

價格三百留の男子及び婦人衣服一式用布地　六、〇〇〇本

價格二百七十五留の懐中時計　一、〇〇〇本

價格二百二十五留の男子用靴　四、〇〇〇本

價格二百二十五留の婦人用長靴　四、〇〇〇本

價格二百留の銀製シガレットケース　五〇〇本

價格二百留の事務用具一式　五〇〇本

價格百二十留のワンピース用絹地　二、五〇〇本

等と色とりどりである。

當籤債券に對する割增金並に物品は抽籤施行後、新聞紙上に當籤番號が發表された後各貯金局から渡される。

割增物件を受取る爲には富籤券所有者はその當籤券を貯金局に提出しなければならない。又當籤した富籤券は一九四二年十二月三十一日までに提出しなければならない。この期間が過ぎるとどんな理由があつても割增物件は交付されず、當籤しない富籤券はその効力を失ふ。

物品割增は國家勤勞貯金總局及び國家信用總局からその當籤券所有者宛に送附され、富籤券は作業場である企業、官衙及びその他諸機關並に貯金局で直接購入することが出來る。

と大體以上の通り規定されてゐる。

四、戰時稅の施行

對獨戰のため巨額の軍事費を要し、ソ聯政府は上述の如く軍事公債或は富籤を發行し、或は半強制的に現金、公債、物品等を獻納せしめる一方、戰時稅を施行し軍事の捻出を圖つてゐる。

（一）農業稅及び所得稅の增徵

獨ソ開戰後、一九四一年七月三日には農業稅及び所得稅の增徵を行つた。

一、一九四一年度から戰時中現農業稅額の一〇〇%の臨時增徵を行ふ

二、コルホズ員並に個人農の家族に兵役にあり、動員により赤軍並に海軍に召集されたるものある時は次の特典を附與す。

即ちコルホズ員及び個人農の家族に二名及び其以上の軍人ある時は增稅を免ず。コルホズ員及び個人農の家族に一名の軍人ある時は五〇%のみ增稅す。

三、一九四一年七月一日より國民の所得稅（本令第四條に定められたるものを除く）に對し次の額の臨時增徵を行ふ。

月額三百留以上五百留までを受くる勞務員並に勤務員（之に相當する納稅者）は現所得稅の五〇%、五百留以上は一〇〇%の臨時增徵を行ふ。

月額三百留以内の勞務員並に勤務員（之に相當する納稅者）に對しては臨時增徵を行はず。

所得稅を賦課される其他の公民に對する增徵は一〇〇%とす。

四、出生年により兵役に徴集さるべきもの或は動員により陸海軍に召集さるべきもので未だ動員されず、或は徴集を免除さたるものの所得税の臨時増徴額は次の如く定めらる。

月額三百留以内の勞務員並に勤務員（之に相當する納税者）は一〇〇%、月額三百留以上五百留までのものは一五〇%、五百留以上のものは二〇〇%

所得税を賦課されたるその他公民に對しては二〇〇%

五、勞務員並に勤務員（之に相當する納税者）よりの第一回の臨時増徴税は一九四一年七月の後半の勞銀中より控除さる。

（二）戰時税の徴收

しかし以上の戰時税はそれより半年を過ぎた十二月二十九日廢止されることになり、新たに次のやうな戰時税法を實施する旨ソ聯政府は發表した。

一、一九四二年度より戰時税法を施行す

二、滿十八歳以上のソ聯公民は總て本税法の適用を受くるものとす

三、左に該當するものは本税を免除せらる

イ、勞農赤軍、赤色海軍、國境並國内警備軍に勤務する兵員、下士官並下級指揮官

ロ、出動陸軍、出動海軍並國境警備軍に勤務する中級、上級並最高指揮官

ハ、國家より扶助金の交附を受けつゝある軍勤務員の家族

ニ、第一種並第二種廢疾者及別途收入なき年金生活者

ホ、獨立の收入なき公民又は六十歳以上の男子並五十五歳以上の女子

四、所得税の適用を受くる勞働者、勤務員並之に準ずる者及文士、藝術家は左記金額を納税すべきものとす

年收入	税額
一、八〇〇留以内	一二〇留
二、四〇〇留〃	一八〇留
三、六〇〇留〃	二四〇留
四、八〇〇留〃	三六〇留
六、〇〇〇留〃	四八〇留

七、二〇〇留〃
八、四〇〇留〃
九、六〇〇留〃
一〇、八〇〇留〃
一二、〇〇〇留〃
一四、四〇〇留〃
一六、八〇〇留〃
一九、二〇〇留〃
二一、六〇〇留〃
二四、〇〇〇留〃
二四、〇〇〇留以上

五、コルホズ員並個人農は世帶員一人當り年額
一五〇留乃至六〇〇留の稅金を納めるものとす

六六〇留
七八〇留
九〇〇留
一、〇二〇留
一、一四〇留
一、三二〇留
一、五六〇留
一、八〇〇留
二、〇四〇留
二、二八〇留
二、七〇〇留

聯邦構成各共和國に於ける平均課稅額は聯邦人民委員會議之を定む
各地方並州の平均課稅額は聯邦構成各共和國人民委員會議之を定む。州の行政區劃を有せず、
勤勞者代議員ソヴィエトを有する聯邦構成共和國人民委員會議は當該共和國或は地方に割當て
られたる平均課稅額を參酌して、當該地區の經濟的特殊性に應じて各地區の課稅額を定む
本令第四條並第五條に定められたる以外の者にして獨立收入の道を有し、所得稅納入の義務あ
る者は本令に定められたる課稅額の倍額を納入するものとす。但し前年度課稅額の一〇〇%を
下るべからず
七、獨立の收入の道を有する個人は一ケ年百留の稅を納むるものとす
八、軍の實務に召集の適齡者若くは赤軍或は赤色海軍徵集の適齡者にして未だ動員を受けざる者
又は動員を解除されたる者の戰時稅は規定額の五〇%增とす
九、勞働者、勤務員並所得稅賦課に於て之に準ずる公民及文士、藝術家の稅金は每月就業箇所に
於て等分の上徵收するものとす
一〇、コルホズ員並個人農を除く公民にして就業箇所に於て稅の徵收を受けざるものは（本令第

六條並に第七條參照）は左記の期日に從ひ等分して納入するものとす——二月十五日、四月十五日、七月十五日、十月十五日

一一、コルホズ員並に個人農は左記の期日に從ひ等分して納入するものとす——二月十五日、四月十五日、七月十五日

一二、指定の期日に納稅を怠りたる場合には滯納一日につき〇・二%の追徵金を附加し、滯納者に對しては豫め定められたる處罰法を適用す

一三、勞働者、勤務員並文士、藝術家よりの徵稅を怠り、或は不正の徵收をなし、或は期日に遲れて徵收したる稅金を銀行に納入する場合には企業、官衙及機關の主任（上級）會計係は百留以內の科料に處せらる

一四、勞働者並勤務員よりの稅金徵收に關する計算書を期日に遲れて財務機關に提出し、或は他の公民、個人の課稅に必要なる申告書の提出に時機を失し、或はその不完全なる場合には計算書若くは申告書提出の責任者は百留以下の科料に處せらる。情を知り不正の申告をなしたる者は刑法上の責任を問はる

一五、犯則に對する科料の可否、刑法上の處罰の可否は地區（市）支部主任之を裁決す

一六、戰時稅の不當の賦課に對する異議の申立は納稅通告を受けたる日より一箇月以內に行ふものとす。但し異議の申立中に於ても課稅徵收はこれに關係なく行はるゝものとす

一七、本令施行に關する訓令は聯邦財務人民委員部より發せらる

一八、本令の實施と共に一九四一年七月三日附の農業稅並住民所得稅の臨時課稅に關するソ聯最高會議幹部會令は之を廢止す

（三）獨身稅及び子無し稅

一九四一年十一月二十一日にはソ聯政府は新たに獨身稅及び子無し稅を公布し、次の如く定められてゐる。

尙本令は十月一日に遡つて適用された。

獨身稅並に子無者に對する新稅

第一條　一九四一年十月一日より獨身及び子無きソヴィエト人民に對し課稅す

第二條　課稅せらるゝ者は獨身者並に子無き有配偶者にして男子は二十歲以上五十歲まで、女子

は二十歳以上四十五歳までの者とす

第三條　本稅を免せらるゝ者次の如し

一、軍人並に其の妻

二、中等並に高等諸學校の生徒にして男子は二十五歳まで、女子は二十三歳までの者

三、年金受領者

四、本人若くは其の配偶者が健康上の理由に依り醫務委員會の決定に基き、產兒を禁ぜられある場合の男子及び女子

第四條　勞働者、從業員並に公民所得稅納附上これに準ずべき人々の課稅額は前月分の俸給額を基礎として企業、官衙並に諸機關これを算定し、每月前半期の俸給より左の割合を以て控除すべきものとす

一、月額百五十留未滿の者　　月　五留

二、月額百五十留以上の者　　俸給額の五%

第五條　文學者並に藝術家の課稅額は企業、官衙並に諸機關これを定め、その俸給額の五%を俸給支給の際控除するものとす

第六條　本令第四條並に第五條に定むる者以外の公民は左の割合により徵收さるべきものとす

一、所得稅納附の義務ある公民は本年度に於て所得稅を徵收さるべき收入の五%

二、コルホズ員及び個人農たる公民は年百留

三、所得稅並に農業稅納入の義務なき公民は年六十留

第七條　雇傭による勞働及び文學、藝術上の仕事に基く收入の外に所得稅を課せらるべき收入を有する公民は勞働箇處による課稅とは關係なく、本令第六條により課稅せらる。

第八條　第六條による課稅は納稅者の住所別に地區（市）財務課之を行ひ、若し納稅者が他の地區（市）に於て所得稅を課せらるゝ場合は所得稅賦課の場所に從ひ之を行ふ。

第九條　第六條に揭げらるゝ納稅者は四月一日、七月一日、十月一日及び十二月十五日までの四期に稅金を等分して分納するものとす

第十條　一九四一年度に限り納稅期は一九四一年十二月一日とす

第十一條　課稅義務を課せらるゝ公民に出產ありたる時は子の出產後次の納稅期より徵稅を停止

せらる

第十二條　本令施行の細則は財務人民委員之を公布す

國防獻金

ソ聯財務人民委員部は獨ソ戰闘開始以來巧妙なる宣傳方法により獻金及び物資の獻納に關し國民に呼かけ月に一、二回獻金及び獻納品を一括して中間發表を行つてゐるがモスクワよりのタス通信によると一九四二年三月末ソ聯國立銀行の調査によれば國防獻金總額は現金國庫債券二十一億留以上に達し數百キログラムの金、數キログラムの銀、穀物三萬四千五百噸、肉類一萬五千噸、毛皮三千枚、野菜、馬鈴薯、果實、魚、牛乳、羊毛、乾草數萬噸が獻納されたといふ。

ルーブル換算率

ソ聯國立銀行は本年二月十五日現在に於けるルーブルの對外換算率を左の如く發表した。

	單位ルーブル
米國　一弗	五・三〇
英國　一磅	二一・四〇
勃牙利　百レワ	五・一八
加奈陀　一弗	四・六八
土耳古　百リラ	四〇四・六四
スイス　百フラン	一二六・四八
瑞典　百クローネ	一二三・六〇
日本　百圓	一二四・九二

第二節　經濟

一、ソ聯經濟の國防的性格

ソ聯邦はその政權を樹立したときから常に戰爭の危險を意識してゐたので、國內經濟建設の第一步から戰爭を目標として國防經濟力の增强に努力して來た。ソ聯邦の過去二十餘年にわたる經濟建設の歷史はとりもなほさず國防力强化のための努力であつたといひ得よう。

ソ聯計畫經濟の發端であるゴスプラン（國家計畫委員會）がはじめて一九二一年に設置された時、この機關が領土國防委員會の管轄下に屬してゐたことを見てもソ聯經濟がいかに國防に重點を置いてあるかが分るであらう。又、一九二八年の第一次五ケ年計畫の採擇の際、國防人民委員長ウオロシーロフは同計畫が單に國內經濟建設を目標とすべきではなく、國防の觀點から充分に考慮されねばならないと述べ、「工業建設に關する具體的計畫に於ては充分なる軍事的考慮が加へられねばならない」と强調してゐるし、事實第一次、第二次五年計畫を通して國防力の整備擴充が經濟建設の重要基調であつた。

第一次五年計畫では石炭、鐵、或ひは電力などに重點を置いて重工業の基礎部門の開發に優秀なる成果を示し、農業國ロシヤは工業國ロシヤに轉化したと云はれる程であつたが、第二次五年計畫になると西にナチ政權がめざましく生長し、滿洲事變が東に起つて、ソ聯は否が應でも國防の見地から國力を充實させねばならない破目に陷つた。幸ひ第一次五年計畫中出來た鐵、石炭等の工業を基礎として重工業を發展させ、その國防經濟を充實することになつた。その結果第二次五年計畫の主要目標は達成され、大體ソ聯の國防經濟力は、むらはあつても重要部門に於ては列强と比肩する程度になつて來たのであつた。

第一次、第二次五年計畫を通してソ聯は主要大工業の社會化、農業の共營化に成功し、かくてスターリンの云ふ「社會主義制度の確立」が實現を見たのであるが、ソ聯の國防力の充實と共にソ聯の外から受ける脅威は益々增大して來た。外からソ聯指導者の絶えず口にする「敵對的な資本主義の包圍」下における脅威のことである。彼等のいふ「資本主義の包圍」といふ觀念は、單に一般諸國との政治、經濟的な對立を意味するばかりでなく、武力的な對抗をも意味してゐた。從つてソ聯經濟の體制と政策の內には常に戰爭を直接目標とした軍事的配慮が含まれてゐるのが當然であつて、新憲法も「國家の經濟生活は社會的富の增加、國民の物質的福祉の向上、及び國防力の强化のために單一な國家的國民經濟計畫によつて決定される」と規定してある。

一九三八年に始つた第三次五年計畫は所謂「社會主義の完成」の時期で、その建設の基調は國防經濟的餘力の蓄積——卽ち生産、消費及び軍需資材の貯藏並びに生産能力に餘裕を與へることに重點を置いた。

その決議は、

「第三次五年計畫に於ける工業及び全國民經濟の著しい發展、全國的計畫に準據してその絶えざる發展を保障するためには、特にソ聯をとりまく資本主義諸國の侵略が激化しつゝある諸條件の下に於て、燃料、電力、軍需生産等に於ける莫大な國家的豫備が必要でありまた運輸網を擴充し、且つそれを適正に配置し、非生産的遠距離輸送を排除し、主要經濟地區の需要は現地の資源を以て最大限に充すことが必要である」と述べて、世界大戰の危機の下に於けるソ聯經濟建設の國防的性格を强調したのであつた。

更に一九三九年四月の「經濟會議」（ソ聯計畫經濟の指導機關）の改組に際しモロトフは次の様に演說した。

「現在に於ても我々は依然として國防と國防工業力の强化に必要な需要に優先權を與へねばならぬ。……この事は燃料、冶金、機械の如き諸工業部門が現在より更に急速に發展すべきことを意味する。殊に冶金、石炭、石油、木材の諸工業部門の現在の如き全經濟發展テンポよりの立遲れは許すべからざる處である」と。

第三次計畫下、特に今次の歐洲大戰の勃發以來ソ聯政府は「軍事的危險偶發の可能性」を愈々强調し、純戰時に備へる戰爭經濟體制の强化を急速調で行つて行つた。そして一九四〇年度から獨ソ戰勃發當時にかけて、ソ聯の戰爭經濟は少くとも體制的には殆んど完成されたのであつた。斯くて高度國防國家の體制としてはソ聯經濟は殆んど完璧に近いものと見做されるに至つた。では革命以來孜々として涵養されたソ聯の經濟力はどの様な發展をみてゐるか。又その具體的過程である國の工業化と農業の集團化はどのやうな成果を擧げてゐるか。之に關する數字を揭げれば次の如くである。

△國民所得の增加趨勢（單位一九二六——二七年價格十億留）

一九一三年	二一・〇
一九二五年	一六・八

一九三三年		四八・五（第二次五年計畫初年度）
一九三七年		九六・三（第二次五年計畫末年度）
一九三八年		一〇五・〇（第三次五年計畫初年度）
一九四二年（計畫）		一七三・六

△勞働生產性の向上率

（註、工業に於ける勞働生產性を基準とす）

一九二八年	一〇〇・〇
一九三二年	一三六・八
一九三七年	二四六・四
一九四二年（計畫）	四〇五・九

△農業集團化の程度（%）

一九二八年	一・七
一九三二年	六一・五
一九三六年	九〇・三
一九三七年	九三・〇

△大工業の總生產高（單位一九二六——二七年價格拾億留）

一九二八年	一六・八
一九三二年	三八・八
一九三七年	九〇・二
一九三八年	一〇〇・四

△農業總生產高（單位同前）

一九三二年	一三・一
一九三五年	一五・八
一九三七年	三〇・一

では以上の數字に表示された如き生產力の發展がどの樣にソ聯の國防力に直接影響を與へてゐるかを資源、工業力、勞働力の三點から調べてみよう。

先づ資源に就てみれば、ソ聯は元來豐富な天然資源を擁してゐる上、革命來の倦まざる開發の結果戰時重要物資の自給にほゞ成功した。ブルックス・エメニイのいふ「戰略資源」二十種の內、アンチモニーを除く全ての物資を生產し、その大部分を自給し得る狀態に達してゐた。一九三七年に於て平時輸入に俟たねばならぬ物資の量は僅かに一%內外（その大部分は機械）であつた。

次に工業能力はどうかといへば、工業の絕對的生產高に於てソ聯の世界に占める地位は飛躍的に高まつてゐた。

△工業生產高の比率

	一九一三年	一九二八年	一九三七年
○全世界	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
○ソ聯	二・六	三・一	一三・七
○獨逸	一五・三	一一・九	一一・六
○米國	三八・二	四六・三	四一・九

又工業に於ける勞働生產性の向上趨勢に就てはその數字を前揭してある通り一九二八年を基準とすれば一九三二年は一三六・八、一九三七年は二四六・四、一九四二年の計畫では四〇五・九の激增を示してゐる。

尙、工業總生產高の中で軍需工業生產高がどの程度の割合を占めて居るかは正確には調査し得ないが、一九三八年には一四・二%であつたのが、一九三九年には僅か一年で一八・四%と增大してゐるといはれる。

次に戰時に動員し得る產業力の問題であるが、ソ聯經濟の準戰時體制化と共に一九三八年末の勞働規律の强化、勞働者の流動を抑止する勞働手帳制の實施、一九四〇年の勞働時間の延長、一週七日制の實施、勞働豫備軍の確保などの一聯の勞働力徵用に關する對策が注目に値するが、戰時經濟に於て基本的に重要なのは勞働者の「質」であり、その意味で勞働豫備軍の制度（註後記）は戰時勞働對策として劃期的意義を持つものである。又、勞働力捻出の對策として軍需工業に於ける婦人勞働者の進出も無視すべからざる重要な問題となつてゐる。

以上述べた樣にソ聯の經濟は戰爭に適し、且つ戰爭を目標としてゐた經濟であつた。それ故獨ソ戰勃發によつてソ聯は虛を衝かれたといふが、ソ聯經濟としては、不意を討たれた譯でなく他

國の國民經濟が戰爭に突入する際示すやうな狼狽はなかつたと云へよう。

然し乍らソ聯經濟がいかに戰爭にむかつて、特に獨ソ戰に向つて身構へて居たとはいへ、獨軍の壓倒的に强力な軍事力の前には經濟力自體で對抗し得る譯はない。今や歐露の大半を喪つて、レニングラード・モスクワ・ロストフの線以西に防禦線を張るに汲々たるソ聯はその線以東の經濟力に依存して對獨抗戰を續けなければならない現狀にある。獨ソ戰はソ聯經濟にいかなる打擊を與へてゐるかを次項に述べることとする。

(註)ソ聯の國家勞働豫備軍

前述した國家勞働豫備軍の制度はソ聯の戰時勞働對策として頗る重要なものであるから左に紹介することとする。

この制度は一九四〇年十月二日設けられたもので、ソ聯政府は勞働豫備軍總局長にモスキトフを任命し戰時體制下に於ける特種技能勞務員の養成に乘出したのである。

その目的は工業、鐵道、鑛山等特種技能を有する勞務者を要求する産業に對して、豫め訓練された勞務員を供給する源泉を作らうとするものである。

ソ聯ではこの勞力の源泉として都市及びコルホズ青年に着目して彼等を工場實習學校、徒弟學校及び鐵道學校に召集(動員)し彼等青年に諸技術を教へこんで毎年八十萬乃至百萬の勞務員を産業に送る計畫を立てた。

その方法を具體的に列擧して見ると、

一、半年制の工場實習學校を設け半年間に石炭、炭坑、冶金、石油等の諸工業に從事する勞働者を養成する。

二、二年制の徒弟學校を設け二年間に金屬工、冶金工、化學工、石油工及びその他の複雜な職業の技能工並に海上運輸、河川運輸、通信等の技能工を養成する。

三、二年制の鐵道學校を設け機關士助手、機關車及び車輛を修繕する鐵工、釜工、線路修繕工等の鐵道運輸技能工を養成する。

四、工場實習學校、徒弟學校、鐵道學校に於ける教育は無料で行はれ、生徒は在學期間中國家から生活費を受ける。

五、工場實習學校へは年齡十六歲乃至十七歲、徒弟學校、鐵道學校へは十四歲乃至十五歲の